

平成24年第4回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成24年6月5日(火曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	川上要一君
11番	阿久津武之君	12番	橋本操君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	鈴木和江君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤良美君
教育長	小川成一君	会計管理者兼会計課長	鈴木吉美君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君

税務課長	小室金代志君	住民生活課長	手塚孝則君
健康福祉課長	郡司正幸君	建設課長	山本勇君
農林振興課長	星康美君	商工観光課長	塚原富太君
総合窓口課長	秋元誠一君	上下水道課長	秋元彦丈君
環境総合推進室長	佐藤美彦君	学校教育課長	川和なみ子君
生涯学習課長	小川一好君	農業委員会 事務局局長	小祝邦之君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	益子定徳	書記	板橋了寿
書記	岩村照恵	書記	藤田善久

開会 午前 10時00分

開会の宣告

議長（鈴木和江君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第4回那珂川町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（鈴木和江君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（鈴木和江君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

会議録署名議員の指名

議長（鈴木和江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、益子明美さん及び6番、大金市美君を指名いたします。

会期の決定

議長（鈴木和江君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6日までの2日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6日までの2日間とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（鈴木和江君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告に入る前に、請願・陳情等の取り扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日にかつまでに議長あてに提出があり受理したものは、陳情が1件、お手元に配付した陳情等文書表のとおりであります。

受理番号1の原発から再生可能エネルギーの進出へエネルギー政策の転換を求める陳情については、議会運営委員会でその取り扱いについて審議した結果、請願と同様に扱うことにし、総務企画常任委員会に審査を付託することに決定したので報告いたします。

それでは諸般の報告を行います。

詳細は、お手元に配付してある報告書のとおりであります。主なものを申し上げます。

まず、常任委員会の活動では、3月21日に教育民生常任委員会が所管事務調査として、旧大山田小学校を活動拠点とする特定非営利活動法人大山田ノンフェール・くらねえの運営状況、旧谷川小学校を活用し本年4月に開設した小規模多機能ホーム・グループホームえにし苑の施設整備状況、特別養護老人ホームかたくりの郷の増床計画についての調査を実施し、その結果報告がありました。いずれも、今後ますます地域に密着した運営が図られることを期待しております。

そのほか、視察調査関係では、5月17日に栃木県議会農林環境委員会が、5月22日には益子町議会総務産業常任委員会が、それぞれ所管する事務調査のため来町いたしました。

次に、南那須地区広域行政事務組合議会の報告をいたします。

5月31日、平成24年第2回臨時議会が開催され、議選監査委員の選任同意や消防ポンプ車など財産の取得についての議案を審議し、いずれも原案のとおり可決されました。広域議

会の体制も新たになり、議長に那須烏山市の水上正治議員が、副議長には当町の橋本 操議員が就任いたしました。また、行財政対策調査特別委員会の委員長には、石田彬良議員が就任いたしました。

南那須地区広域行政事務組合は、ごみ処理施設の老朽化の問題、消防の再編や那須南病院の経営などの問題に直面しています。本町から選出された6名の議員には、那珂川町の代表であると同時に南那須地域全体の住民福祉等を念頭に、課題の解決に尽力いただきたいと考えております。

最後となりますが、5月に開催された臨時会で町議会の体制が新しくなりました。今期定例会以降新たな体制での議会活動が本格的に開始することとなりますが、町民の皆様の負託にこたえるため、さらに自己研さんに努め、明るく住みよいまちづくりを進めていきたいと考えております。那珂川町が抱えるさまざまな課題を解決するには理想論だけではなく、実現可能で具体的な解決策を加味していくことも欠かせません。議会の是非は町民の皆様方の判断によるものですが、後々の評価に値する議会となるよう議員一人一人が責任を背負う覚悟のもと諸問題に取り組んでまいります。また、さらなる議会改革に一生懸命取り組んでいく所存でありますので、町民の皆様及び執行部におかれましてはご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上、諸般の報告といたします。

行政報告

議長（鈴木和江君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、平成24年度第4回定例会にご出席くださりまして、大変ありがとうございます。

それでは、ただいまより行政報告を申し上げます。

まず初めに、3月7日旧馬頭東中学校跡地に県北木材協同組合が操業を開始いたしました。

主に柱材と板材を製材し、従業員は9名雇用していると聞いております。本年度、乾燥施設等も増設するとのことでありますので、さらなる雇用が確立され、木材加工・流通体制の整備が森林の振興にもつながるものと大いに期待をしているところであります。

次に、3月16日から27日までの12日間、青少年海外体験学習派遣事業が実施され、中学生など総勢15名が姉妹都市であるアメリカのホースヘッズ村を訪問しました。生徒たちは現地の小・中・高校の授業に参加し、またホームステイするなど貴重な体験をされ、大きく成長し帰国されたことと思います。この事業は、青少年が国際感覚を身につけるよい機会となりますので、今後も継続して実施してまいりたいと思っております。

次に、東京都豊島区との観光交流都市協定についてご報告を申し上げます。3月25日に池袋西口駅前広場で豊島区との観光交流都市協定の調印式が行われました。調印式後のふくろうフェスティバルでは、まほろば太鼓の演奏や特産品の販売など那珂川町をPRし、大いに盛り上がりました。観光を中心とした交流を通して那珂川町の魅力をお届けできればと考えておりますが、今後各種の幅広い交流に発展することを期待しております。

4月9日には、デマンド交通の利用者が2万人を達成し、役場前でセレモニーを行いました。スタートした平成22年10月当初は、平均乗車数が1日16人であったものが、最近では約80人とふえ、地域の足としての利用が着実に定着してきたものと感じております。今後は、利用者の状況や経営内容等を勘案し、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

4月25日には、旧谷川小学校跡に介護福祉施設えにし苑が開所の運びとなりました。日中孤独になりがちな高齢者などの入浴、食事、健康チェックや生活相談員による悩み事相談等、地域のニーズに合ったサービスが受けられ、利用者の健康維持にもつながるものと確信しております。住みなれた地域で暮らしながらサービスを受けられる地域密着型サービス施設は、これで3施設目となり、まことに喜ばしい限りです。東部地区の方々はもちろんのこと、町内全域においても大いに期待するものであります。

次に、4月27日、まほろばの湯、湯親館の入館者が150万人を突破しました。平成14年4月の開館以来利用者も徐々にふえ軌道に乗ってきましたが、温泉ポンプのトラブルや東日本大震災による大広間の天井落下などの被災を受け厳しい状況の中、10年目にして150万人が達成できたことはまことに喜ばしい限りであります。今後も利用者に愛される温泉施設になるよう期待をしております。

次に、県の重要施設でもあります特産品の振興、販路の拡大に向け、5月22日東京スカイツリータウン内の商業施設東京ソラマチの4階にアンテナショップとちまるショップがオー

ブンしました。この施設には全国の312店舗が入っており、都内における地方の情報発信基地としては国内最大規模であります。とちまるショップに出店する町内事業者は、現在7事業者が登録済みであり、ブランド化を図るとともに、販路拡大に期待を寄せているところがあります。7月から、県内各市町のイベントが組まれており、本町は年6回予定されております。観光、物産展のPRにも積極的に努めてまいります。

次に、5月19日から27日にかけて開催された高円宮賜杯全国学童軟式野球マクドナルド・トーナメント県予選で、小川那珂クラブが準優勝をいたしました。帰町した選手の皆さんは、小川庁舎を発着点にパレードを行い、町民の声援にこたえていました。今後、8月4日、5日に東京で開催される関東大会に出場する予定であります。選手の活躍に期待をしたいと思います。

最後に、庁舎建設に関してありますが、町議会におかれましては庁舎建設並びに消防庁舎建設検討特別委員会が設置されたところでありますので、一刻も早く行政機能を回復するため、ぜひともできるだけ早い時期に結論を出していただきたいと考えております。

終わりに、本定例会には報告2件、議案では人事案件のほか、条例の改正、平成24年度補正予算など5件提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

議長（鈴木和江君） 以上で行政報告を終わります。

一般質問

議長（鈴木和江君） 日程第5、一般質問を行います。

小 林 盛 君

議長（鈴木和江君） 8番、小林 盛君の質問を許可いたします。

8番、小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番（小林 盛君） 皆さん、おはようございます。小林 盛です。

議会が新しい体制に変わりました第1回目の定例議会ということになります。前議長の川上さんにおかれましては2年間ご尽力をいただきました。大変ご苦労さまでございました。また、新議長の鈴木和江さんにおかれましては、本庁舎、消防庁舎、あるいは議会改革等問題が山積している中での議長就任、何かとご苦労もあるかと思いますが、那珂川町発展のためにどうぞよろしく願いたいと思います。

ここで、町長を初め執行部の皆さんに一つお願いがあります。これから私は一般質問に入るわけですが、今までも一般質問をずっとしてきた中で感じていることがあります。それは、質問と答弁が全くかみ合わない部分が非常に多いということがあります。これには幾つかの問題点があるわけですが、その中の1つ、執行部として執行部の責任で訂正をしていただきたい部分があるわけです。それは、議員というものは、ここで1人で質問をしていくわけではあります、決して個人だけの考え方で質問をしているわけではないわけです。つまり、同じような心配を持った町民の声が執行部にこのことをただしてほしい、なぜこうなのか聞いてほしいというようなことを受けて、代弁者としてこの議壇に立っているわけでございます。ですから、1人の議員の質問に答えるんだというような感覚だけで答弁されるのではなくて、多くの町民に説明責任を果たすんだというような考えの中で答弁をしていただきたいと、このように思うわけがあります。

私は今から4年ほど前、広域の議会に広域議員として2年間ほど議員をやらせていただいたことがあったんですが、そのとき、その当時の組合長、現在もそうなんですが、那須烏山市の大谷市長が組合長をやっておられて、定例会の冒頭のあいさつの中でこのような話をされたんですね。行政の最大の仕事というのは、住民に対して説明責任を果たすということに尽きると。こういうお話をされたんです。私は非常にその話に感銘を受けたわけがあります。今でも鮮明に覚えているわけですが、行政は町民から税金を預かって、そしてそれで政治を行うわけです。町民一人一人食うや食わずの中から生活費を削ってでも税金は納めなきゃいけないという思いでつくり出した税金を預かって政治を行っているわけですから、町民一人一人にきちんと納得のいく説明というものがなされなければならないと思いますし、それが行政にとって最大の責任なんだ、責務なんだということを頭の中に置いて、1人の議員の質問に答えるというのではなくて、多くの町民に理解を得るために説明責任を果たすんだと、そういう考えの中で答弁をいただきたいと、このように思います。

前置きが非常に長くなってしまったわけですが、具体的な質問に入ります。

それでは、和見地区で行われた地籍調査について質問をいたします。

和見地区での地籍調査が平成22年、23年度と行われ、引き続き24年度も行われておりますが、23年度までに完了したとしている地域内に私のほか数人で土地を所有しているわけですが、既に地籍調査はその地区は完了したとの担当者からの説明があったわけですが、地図を確認したところ、私の所有する土地だけではなくて、その地区一帯が県の開発地域ということで地籍調査がされないまま完了ということになっているんですね。これは土地の所有権を侵害しているということにもなるのではないかという思いがあります。

そこで、次の2点について質問をいたします。地籍調査の本来の目的とは何なのか。これを私が知らないというわけではないんですよ。執行部は当然知っているはずなのに、なぜこうも間違ったことが行われているのかということだけをただ意味でお聞きいたします。(2)として、地籍調査の立ち会いに地権者を招集しなくてなぜ調査が完了するのか。また、特定されていないまま県の開発地域として地図上にも表示されないままの個人の所有地というものは、今後どのようなことになっていくのか。また、このようなことが土地の侵害、所有権の侵害ということにはならないのかという、この2点についてお伺いをいたします。

大きな2番として、那珂川町の地域振興計画について質問をいたします。

平成24年5月17日の下野新聞に、環境のまちづくりを機軸とする町地域振興計画案の概要が載りました。処分場を受け入れて13事業を実施する計画となっております。那珂川町地域振興計画策定委員会の中で、処分場を受け入れてその補助金を振興計画の財源とするということは全く触れてこなかったわけですね。行政としての公平さ、公正さ、説明責任に欠けているのではないかと思うわけであります。また、本年度から10年間で53事業のすべてを策定委員会で計画をまとめるのか。また、すべての補助事業が処分場建設前提の補助事業であるような錯覚を町民に与えるのではないか。

そこで、次の2点についてお伺いをいたします。

(1)地域振興計画策定委員には、地域振興の財源として処分場の補助金が充てられるということが十分に説明されていたかどうかを伺います。

(2)として、処分場の受け入れと引きかえとなる県からの補助金は総額で幾らになるのか。これは処分場の計画が持ち上がった当初、県は処分場の受け入れと引きかえに10億の補助金を、当時の馬頭町に10億のお金を補助金として出す考えを持っていますというような説明があったわけですね。1年間に1億を10年間というようなことが言われたわけですが、今現在はそのまま10億なのか、それともどうなのか、具体的な金額というものは県から提示されているのかどうか。また、そういった得るものばかりではもちろんないんですよ。

当然そういった迷惑施設を受け入れるということは、その反面失うものもあるということは当然認識されていると思うんですが、そういうものに何があるということを考えているのか、質問をいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（鈴木和江君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 私から、2項目めの地域振興計画に関する質問にお答えをいたします。

小林議員がご指摘の新聞報道に関しましては、計画書の中に新聞の見出しのような記述はありませんし、そのような協議もしていないため、私自身困惑をしております。まずは、この点をご理解くださるようお願い申し上げたいと思います。

また、協議中の計画であります、可能な範囲で個々の質問にお答えをいたしたいと思っております。最初に、地域振興計画策定委員会の説明についての質問であります、3月定例会でもお答えしたように、本格的な超高齢社会を迎える前に環境の視点に立った農林業の再生や地域資源を活用した新たな産業などによる当町の地域振興を図る必要があることから、計画を策定いたしました。また、計画を実現する手段として、当町に有利な補助事業や起債事業などとあわせ、県と締結した馬頭最終処分場に関する基本協定に基づく県の支援策を活用したいとしております。これら計画の必要性や手段などにつきましては、基本的な考え方として計画書に明記してありますし、策定委員にはこれに関する説明も十分に行ってまいりました。

次に、(2)の補助金等についてのご質問であります、この計画は計画的に町振興計画に掲げる活力に満ちたまちづくりに導くための基本フレームであり、灯台的な役割を果たすものであります。今後、この計画を機軸として受け入れることから、個別計画の作成や県の協議を通して各事業の事業費や財源を明確にしていきたいと考えております。したがって、現時点では県の支援策が何で幾らかということは何も決まっております。

なお、当町は既に超高齢化社会の中にあり、10年後には団塊の世代と呼ばれる多くの方が一気に老年人口に移行しますので、加速していく超高齢化社会に備える必要があります。このことから、今後の10年間は当町の将来にとって重要な時期であるといえます。この大切な時期を逸することのないようまちづくりを進めてまいりたいと考えております。また、まちづくりを進める上で最も大切なことは、地域住民の皆さんと行政の信頼関係でありますので、今後も信頼の構築に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、地域振興計画案の協議が終了した後は、早い段階で議員の皆様とも協議したいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

1項目の質問につきましては、担当課長から説明をさせます。

議長（鈴木和江君） 建設課長。

建設課長（山本 勇君） ご質問の和見地区で行われた地籍調査についての1点目、地籍調査事業の目的についてお答えいたします。

地籍調査は、1筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果、地図及び簿冊に記載し、地籍の明確化を図り、さらに地籍調査の成果は町民及び公共の財産の保全はもとより、土地に関する基礎資料として多目的に利用することが目的であります。

2点目の議員ご質問の区域は、県が実施する県営産業廃棄物最終処分場の開発区域であり、既に区域内は県において用地調査を実施しております。この調査は地籍調査と同じく地権者の立ち会いで境界を確認し、精度の高い復元力のある測量成果となっていることから、経費の削減からも地籍調査から除外したところです。

なお、開発区域内の土地の一部で立ち会いをいただいていない所有者もいると聞いておりますが、今後県において所有者立ち会いのもと土地の地番、地目、境界等の調査が行われるものと考えております。また、開発区域内の個人の土地は、地籍調査区域から除外しておりますが、法務局の公図には記載されており、調査を行わなくても個人の所有権の侵害には当たらないものと考えております。

議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番（小林 盛君） 答弁がなされていないところがあるんですが、処分場の受け入れと引きかえとなる県からの補助金、その後ですね、また失うものには何があるかということについてどういう認識を持っておられるかを質問したわけですが、答弁がなかったのでお願いします。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 私は失うものはないと、そう考えております。

議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番（小林 盛君） 2回目の質問に入ります。

地籍調査ということは、土地に関する戸籍調査を行うようなものだということでありますよね。そうであるならば、基本として地権者の立ち会いというのを求めるというのが当然なわけですよね。それに処分場の計画地域だというようなことで、その立ち会いを求めないまま進めているというようなことでありますが、処分場としてこれは何ら立地許可が、申請はしておりますが許可がおりているわけでもない。処分場についてはまだ何も決まっていない事業に対して、県の計画があるからということで、その一帯を計画地域だということで地権者の同意を求めないままそこは完了とする、これはどうにも地籍調査の性格上から見ておかしいんじゃないかということですよ。この点について伺います。

議長（鈴木和江君） 建設課長。

建設課長（山本 勇君） まだ決まっていないのに地籍調査から除外するのはおかしいんじゃないかということでございますけれども、地籍調査を実施する場合にこういった開発区域とか圃場整備事業とか区画整理事業、そういった計画がある地域については、先ほども言いましたけれども、その地域についてはその事業のほうで所有者に立ち会いをしていただいて確認をすることになっておりますので、そういうことで開発区域に入っておりますので、先ほど言いましたように経費の二重投資になってしまうということで地籍調査の区域から除外しております。この地域から除外したというのは、地籍調査の計画に入るときに地籍調査担当の県のほうと協議し、あるいは処分場の対策室のものと協議をして、そういうことで決めておりますので、先ほど説明したように開発区域内は県のほうで境界立ち会いすることになっておりますので、いつでもまだ確認されていないところについて境界を立ち会いをしてほしいということであれば、すぐにでも立ち入りして確認することになると思いますので、よろしく願いいたします。

議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

〔 8 番 小林 盛君登壇 〕

8 番（小林 盛君） 圃場整備であるとか、そういった場合、開発地域ということで地籍調査を行わないまま計画を進めるというようなことがあるということ、それは理解ができるんですよ。ただ、開発地域としてその地域を開発するという点においては、地権者の同意が得られているということが大前提だと思うんですね。同意が得られない地区を、ここは圃場整備をする、開発地域ですよということで、その開発を行った後にその地権者にその面積分を渡しますよということで、これは納得いかないですよ。その事業自体に協力しますよ、私は賛成しますよという同意あって初めてそういったことが成り立つんだと思うんですよ。

これは私たちは同意はしていないんですね。ですから、同意をしていないというところを開発地域だと勝手に決めてそこでやってしまうというのは、これは行政の横暴なやり方だと思うわけですね。立ち会って境界杭を打ちたいんだということであればやりますよみたいな話ですが、これが私は当然そうあるべきだったという話をしているんであって、そこまでそういうふうな形で県がきているのであれば、私はあえて求められても境界の立ち会いには参加いたしません。こういうやり方をするによって住民感情というのはこじれるんですね。

地籍調査というものは、これは国土調査法に基づいて国土調査の一つであるということで、国からの補助金というんですか、国が2分の1を補助して、また残りの経費の2分の1は都道府県が補助をする、さらに市町村や都道府県が負担する経費については80%が特別交付税措置によって行われていると。実質的には市町村は5%の負担で地籍調査を実施することができているわけですね。国土調査法ということで行われているわけですから、もともと公平な県の事業でここは開発地域だというようなことで同意が得られないまま、その境界杭を打たないで決めてしまうという横暴なやり方には、これは納得ができません。この点については、これ以上質問をしても二重行政となることを避けるんだというようなことだと思うんですが、私はこのことについては、こういった事業に対しては最初から協力しますよという形で反対をする考えはなかったんですよ。ですが、処分場をつくるのが前提という形でいるんな策略でこういったことをやってくる以上、私はこの立ち会いには協力はできません。

2つ目の質問に入ります。

地域振興計画について質問を行いますが、環境のまちづくりを機軸とする地域振興計画案という形で新聞に載ったわけですが、そのような事実はないというような答弁だったと思うんですが、本当にそうなんですか。その点お伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 前にも申したように当町は、当町ばかりではないと思うんですが高齢化、人口減少の時代が迫っております。そのようなことから、将来の活性化のためにこの地域資源を活用した新たな産業などを起こし、地域振興を図る必要があるということでの策定でありまして、処分場の補助を当てにした地域振興計画ではありません。もちろん和見地区においては中山間地域基盤整備事業というのが入ってきていますね。これはどういうことかということ、今まで西部地区、それから東部、南部、今度が一番最後の中部地区の真ん中の基盤整備事業なんですね、中山間地域の。そういうことで、これは町の計画でありまして、そ

れについて県はやはり処分場というのは迷惑施設ですから補助をしたいとおっしゃるんですね。ですから、その補助目当ての事業ではないし、地域振興計画でもございません。

議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

〔 8 番 小林 盛君登壇 〕

8 番（小林 盛君） 町長から中山間地域の整備事業だというような補助金とか、そういうことでこの事業を行うんだというような答弁があったわけですが、この前、和見行政区から出された請願だったですか、この処分場の補助金を当てにしているんな事業をやってくれと。それに対して補助金を当てにしない、処分場を当てにしないでこういう中山間整備事業であるとか、そういった正式な国から来る補助事業があるでしょうと、私がそういう質問をしたんですよね。処分場に頼らない事業がよその地区では行われてきていますよ、なぜ和見だけできないんですかというような質問を行ったわけなんです、今と全く立場が逆ですよね。今は処分場ではなくて、そういった補助事業で行うんだと。だったら、なぜ和見地区から出された請願のときにこういう補助事業がありますよ、処分場の補助金を頼った事業ではなくてこういった事業があるんですよというような説明がなされなかったのか。その処分場をつくってということをお願いしますという和見地区の行政区からの請願というのは、まさに和見だけが取り残されるというようなことで、こういった補助事業が当てにできないというような執行部の答弁の中で、和見がどんどん処分場の補助事業に傾いていったと、そういうふうに和見地区を行政が誘導しているのではないかと、そういう感じを受けるわけでありまして。それに、なぜですか、そういう那珂川町全体として地域の振興を図るという計画の策定委員が和見行政区、小口行政区、小砂行政区、処分場を取り巻く 3 大字の行政区長だけが参加しているんですか。東部地区であったり、小川地区であったりというような計画案であるならば、当然そういった地域からの行政区長に参加をいただくとか、もっともっと幅広く策定委員会がそういう広範囲の中から選ばれてしかるべきだと思っておりますが、その点について伺います。

議長（鈴木和江君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（佐藤美彦君） 計画全般につきましては議員ご指摘のように、町全体の計画を地域振興計画ということでまとめております。その中に和見地区を含め 3 地区につきましては県の支援の重点地区ということで考えておりますので、そういったことで町が 3 地区の行政区に提案をしたという経過がございますので、3 地区の行政区長さんも策定委員の中に含めて検討をしております。

議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

〔 8 番 小林 盛君登壇 〕

8 番（小林 盛君） 私が質問したのは、その 3 地区の行政区長さんもということではなくて、3 地区の行政区長さんだけがこの策定委員会の中に入っている、よその地区の行政区長さんはなぜ入っていないのかということなんです。これでは、やはりどう見ても処分場に頼って、財源を処分場に頼った振興計画の策定委員会ではないかと、そういう印象を持ってしまっているんですが、それについて答弁をお願いします。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） ほかの行政区の委員も 2 人入っております。

議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

〔 8 番 小林 盛君登壇 〕

8 番（小林 盛君） 連絡協議会の会長さんと連絡協議会の幹事さんですよ。こういう役職で充て職のような形で入ってはおりますが、行政区長として参加しているのはこの処分場を取り巻く 3 地区の行政区長さんだけなんです。そこがおかしいんじゃないかということを知っているんですが。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 先ほども申したように 3 地区は重点地区なんです。そういうこともありまして代表としていただいていたということです。

議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

〔 8 番 小林 盛君登壇 〕

8 番（小林 盛君） この処分場の補助金を決して当てにしているわけではないんだと。正式な中山間地域の整備事業の補助金であるとか、そういったお金で整備事業を進めるんだという答弁をされたわけですから、なぜ和見地区が重点地区なのかと。なぜ、処分場を取り巻く行政区だけが重点地域になるのか。処分場に関係なく整備は事業費を、中山間地域整備事業のような当然国の補助事業として来る財源を当てにするんだというのであるならば、3 地区の行政区長さんだけではなくて、この計画にのっているようにバイオマスであったり、それから太陽光発電ですか、重点地区として小川地区をとというようなことであるならば、当然そういった地区の行政区長さんに参加をいただいて、いろんな角度から意見をいただくというのが公平な行政だと思うんですが、なぜそうならないのかということをもう一度だけ質問。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） この振興計画の検討委員は、ご承知のように行政区あるいはそのほかの団体、学識経験者と一般の方から委員として検討をいただいているわけでありまして、那珂川町全体の振興のための計画であります。その中において和見地区から陳情もございました。そして、和見地区も前に申したように中山間地域に今度指定されたと。そのようなこともありまして、またご承知のように県のほうでもあそこに処分場ができるので、迷惑施設でもございますので、基盤整備事業をやると地元負担というのはすごいんですね、かなりかかるんですね、個人負担というのがね。そういう意味においても、やはりそのような考えもありまして、特に3地区については入っていただいたということであります。

議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番（小林 盛君） 質問を繰り返してもしょうがないので答弁は結構ですが、今の答弁は非常におかしいですよ。例えば、太陽光発電といったような、地域バイオマスで振興をというような地域の行政区長さんは、今後はこういう計画があるといいながら、それを具体的にどう進めようかというような多分そういった意見を言いたいと思うんですが、いい具合に参加できていないということで、これでは町の振興計画を進めるにおいては不公平過ぎると思うわけでありまして。その問題は次に進みます。

また、地域振興計画の策定委員にその財源としての処分場の補助金というのが充てられるということで説明されていたのかという質問に対しては、その財源を当てにしていないということなんですか。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 当てにしていないというよりも、これは県のほうで迷惑施設だから援助しますよと。補助しますよということを言っておりますし、当町においてもご承知のようにこういう中山間地域、非常に過疎地域でありますので、そうしていただければありがたいと、そう私は思っております。

議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番（小林 盛君） その財源を当てにしないわけではないということではありますが、策定委員に財源の一つとして処分場からの補助というものを考えていますよというような説明がされたかどうか。私は、ある区長さんから、そんな話は今まで策定委員会何度か開かれていたけれども一度もないですよと、そういう話を聞いたんですよ。本当に策定委員には処分

場の補助金というものは財源として当てにしているという説明は一切されないまま行われてきたと。それが、もし説明したとするのであればいつの段階だったのかということをお伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（佐藤美彦君） ご指摘の点なのですが、回数はちょっと私記憶はないんですが、策定委員会の中で提出しました資料の中で、支援制度の活用という項目がございまして、その中で当町に有利な中山間地域総合整備事業や過疎対策事業債などの活用とあわせ当町も対象となった東日本大震災復興交付金制度の活用も検討したいと考えております。また、平成20年に栃木県と締結した馬頭処分場に関する基本協定で県は町が行う環境と共生するまちづくりを最大限支援するとしていることから、実施面や資金面で支援を求めることとしますということで説明をいたしております。

議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番（小林 盛君） そうですね。説明はあったということなのですが、これは多分何回開かれたか知らないですが本当に後半になって説明があったのかなと。それまでは全くそういった説明はないし、処分場とは関係ないんじゃないですかというような話があったわけなのですが、処分場を取り巻く3大字の区長さんが入っているんだからそんなわけないだろうというような意見もあったわけです。しかし、この振興計画の事業自体が50何事業というような広範囲にわたっての事業に対して、これが処分場の補助金によってすべてが潤うんだというような印象さえ与えかねない。一体、県は最大限の支援をするというような表現をしているわけですが、こういった事業計画をつくらうとしているわけですから、大体といたしますか、県からこのぐらいの援助をできますよというような話は多分聞いているんだと思う。そうでなければ、これほどの事業を立ち上げるという計画を立てること自体おかしいと思うので、具体的な通知がここで言えるのであれば言ってほしいと思う。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） そういう話は今のところしておりません。これから先になるのかと思います。

議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番（小林 盛君） なかなかかみ合わないですね。先ほど、この処分場というものは迷惑

施設であるということは町長も認識をされておるわけですね。その迷惑施設を受け入れることによって得るものもあるということもわかりますが、失うものも同時にあるんだということについて、町長は失うものは何もないというような答弁をされたわけでありますが、本当に迷惑施設を受け入れて何も失うものはないと、それはないんじゃないですか。例えばですよ、住民の安全で安心な住環境というものは、それによって失ってしまう。原発だって今まで絶対安全だと、安全神話というような形で原発が事故を起こしたことは一度もないよと。日本においては40年近くですか、50年ぐらいになるんですか、原発が事故を起こさないというようなことで安全だ、安全だといわれてきましたけれども、事故を起こしてみれば本当に大変な事態になっているわけですよ。その地域の人はその間に自分の住みたいところに住むことさえできないと。いつそこに戻れるかもわからないと。永久に戻れない可能性もあるというような地域もあるわけですよ。そういった迷惑施設を受け入れたときに、事故が起きたときには大変なことが起こるといいます。つまり、那珂川町の町民も処分場というものを受け入れてしまったときには、今は安全で安心な暮らしを送っているわけですが、そういったことへの不安というものが出てくるわけですよ。占有地の上流であるということへの不安、これも処分場をつくることによって起きてきますよね。何しろ備中沢は民間ではありますが保安林になっていると。保安林であるということは、つまり我々の先輩が水源地の水はあの周辺から供給されているんだと、そういう認識でこの辺一帯を保安林として管理しましょうという指定をしているわけですよ。そこに処分場をつくるのが、アセスを行って水の流れが、地下水の流れが水源地のほうに向かっていませんというようなことで、それで安全が確保できるというような、そんな簡単なものではないんですよ。事故が起きてみないとその大変さというものがわからないと思うんです。こういったことで占有地の上流にあるということがまだ不安だと。

それから、清流那珂川ということキャッチフレーズに、那珂川町としてはこの清流那珂川とともに発展をしていこうとしているわけですよ。その那珂川のすぐ隣に大きな産廃処分場をつかって、そしてその排水を那珂川に流し込む。那珂川に釣り客も来なければやなへの観光客、当然温泉地の観光客も減少してしまうでしょう。そういうこともあります。また、今この時期ですから、当然放射能に汚染されたごみというのが入ってくるということは、これは避けて通れない。ごみそのものがどこから今出ているごみであっても、山の木の葉からでも放射能を含んだごみであります。そういう状態で産廃処分場をつくれれば待ったなしに濃度の高い放射能のごみがやってきます。そういったことへの不安、数えてみたら切りがない

ほどあるんじゃないですか。こういう補助金によって、その引きかえに失うもの、那珂川町にとっては自然というものがすばらしいといわれている自然が、まさに切り売りされる状態になるわけです。これを失うものとして考えるということは、町長としてはどんなふうに考えるかお伺いをいたします。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） いろんな事業を行うのには土地をいじってみたり何かしたりして、確かにそれはそういうことで、それが果たして今言われたようなことかどうか、私はそうではないと思うんですね。それで今、処分場の件についてですが、安全性はご承知のように県は何回も言っておりますし、町民の方にもいろんなPRしているとおりの、日本一安全な処分場だと。何かあった場合は県が責任を持つとはっきり言っていますし、また補償もすると言っています、もしか出た場合ですよ、言っているし。これはそんなことはないとはっきり言っていますし。それから水の問題ですね。水はご承知のように水処理して流すんですから、飲み水よりもきれいにして流すんですから、そういう面については私は問題ないと思っております。放射能についても、これは県でも放射能を帯びたものは持ち込みませんとっておりますし、町としても拒否する考えであります。そういうことで、私は小林議員と認識が違う、考え方が違うと今の質問を聞いて思っているところです。

議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

〔 8 番 小林 盛君登壇 〕

8 番（小林 盛君） かなり認識の違いというものを感じるわけではありますが、水処理をして安全な水として流すんだというような話ではありますが、確かに今の水処理の技術は安全な水にして流すだけの技術があることは知っておりますが、水処理をした水が流れていくということばかりを考えてはいけませんよね。大きな処分場のどこからか漏れ出すということと出てくる水が、水処理されないまま下流に流れていく水が怖いんですよ。あくまでも、人間がつくるものですから絶対に安全だという安全がいつまで保障されるのかと。しかし、最終処分場なんですよ。だから、埋めてしまえばもうそこから動かないんですよ。遮水シートで二重安全構造というようなことで、多重安全システムということで安全だと思っておりますが、全く今県が説明しているのと同じ処分場が山梨県にあるんですよ、明野処分場、あれが事故を起こしていますよね。そして、その搬入をストップしている状態なんです。このように絶対安全だという処分場だって事故が起きるんですよ。ましてや原発のように大変な事態になってしまう。そういう二重三重四重にもというようなことで安全対策がとられて

いる、絶対安全だと言い切ってしまったあの原発でさえあのような事故が起きるわけですよ。そうなったときに本当に水源地の上流にあって我々町民が安心してその水を飲み続けることができるのかと。いつ漏れ出してきたかわからなかったというようなことだってあるんですよ。そういったこと。

それから、考え方の相違といってしまうえばそれまでなんですが、那珂川町は温泉も幾つもあるわけですよ。そして、何しろ釣り客、あるいは観光やなであるとか、そういった人たちが処分場をつくることによって那珂川は処分場のすぐそばだし、排水が流れているし、もう那珂川のアユは食べられないというようなことで、全く観光客が近寄って来ないというような事態も当然考えられるわけですよ。風評被害ですか、放射能の。ああいうものを見ても、その広がりやの速さというか、非常に安全・安心を国民は求めているということがわかるかと思うんです。そういう中で産業としての観光業にも大きな打撃を与えてしまうのではないかと。そういった不安を抱いているわけなんです、もう一度町長のほうから答弁をお願いします。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 前にも言ったように、今の処分場はいろいろ考えてくれる小林さんには感謝をしますけれども、私はこの処分場、今水漏れするという話ですが、ご承知のように今の処分場はどこから水漏れしたかわかるんですね、電源が入ってしまして。ですから、すぐ穴あけて修理するということもできます。そういうことは今幾重にもシート張ってありますから。それとまた漏れないようないろんなものを下に敷いてありますから。そこにあってもし漏れた場合は漏れた場所がわかるような、そのような今施設になっております。明野の件については水漏れというか、シートが破れて漏ったというんじゃないですね、設備の何か故障だというふうに聞いております。ですから、漏れたとか、そういうものではないと聞いております。そのようなことで私は県営処分場でもあり、県はいろいろ安全性をPRしてくれますし、私も安全だと思っていますから、風評被害とか、そういうものを私は出ないと思っております。

議長（鈴木和江君） 小林 盛君。

〔 8 番 小林 盛君登壇 〕

8 番（小林 盛君） 水漏れの検知装置がついているから、水漏れする前にその場所が特定できるんだと、そういった答弁だったわけですが、そういった人工的な装置というものは老朽化していくことによって性能が落ちていくんですよ。できて5年、10年の話を言っている

のではなくて、これから我々の子供や孫という形でここにずっと住み続けていくわけですから、5年後、10年後、20年後、30年後どうなるんだということで、シート寿命が永久にもちますよというんですか。そんなばかげた話は絶対ないですよ。必ず寿命がきます。そうすると寿命が来たシートというのはどこから破けてもおかしくない状態なんですね。つまり、どこから漏れ出すか特定ができないというような、そして老朽化していきますし、処分場というのはまず何と言っても埋め立てして10年ぐらい経過することによって、もうそれは閉鎖なんですよ。そうすると管理しないんですよ。結局、安定化しましたからということで、そういう状態になるんですね。だったらば、漏れ出したかどうかもわからないでしょう。当然、最終処分場ですから、もうそこから動かさないんですよ。埋め込んでしまえばそのままなんです。非常に我々の子供や孫たち、子孫に大きな不安を残してしまうということになるわけです。単なる5年、10年のスパンで物事を考えるのではなくて長い目で将来を考えて、将来の子供たちに不安や禍根を残すようなことのないような判断をぜひお願いをしたいと思います。時間も迫ってきておりますので私の質問を終わります。

議長（鈴木和江君） 8番、小林 盛君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

議長（鈴木和江君） それでは再開いたします。

益子輝夫君

議長（鈴木和江君） 2番、益子輝夫君の質問を許可します。

益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） それでは、質問通告に従って執行部並びに担当課長に質問をしていきたいと思っております。最初に質問しました小林議員同様なことなんですが、この質問は私個人の

あれではないので、その辺をやっぱり考慮して町民にわかるように答えていただきたいというふうにお願いします。では、質問に入ります。共産党の益子輝夫でございます。ただいまから質問をさせていただきます。

今回は3つの点に絞って質問をさせていただきます。

1つ目は、役場庁舎と消防庁舎建設について伺いたいというふうに思います。

議会内にやっと検討特別委員会が設置されました。でも、今までの経過の中でいろいろ町民の声が出てきておりますので、それをもとに私は質問をしたいと思います。役場庁舎が開発センター、また消防庁舎が小川の舟戸の旧水産試験場跡地になった理由ですね。それと検討委員会が7回開かれているわけなんです、その3回までは公開されました。4回目以降は全く公開されていない。議会からも4人の議員が行っているわけなんです、非公開ということで議会に対し4回目以降のことは報告は全くないと。そういうことが結果的に修正動議が出るということになったということだと思んですが、そういう点での説明。また、私は再三言っているんですが、検討委員会に女性あるいは青年の代表といわれるような人が一人も入っていないと。これはやっぱり町の行政を担うものとしていかなものかなと思います。町長初め、やっぱり特に若い世代、これから20年後、30年後を考えた場合、町の中心となる人が入っていないと、そういう状況。それとまた消防庁舎の問題もありますが、消防とか医療の問題、医療関係の人が検討委員会にも入っていないし、検討委員会の7回開かれる中でそういう人たちの意見を聞く場があったのかどうか、その辺をまず伺いたいというふうに思います。

2番目なんですが、役場職員の教育・研修の内容について、いつどんなことが行われて、その成果はどうなっているのか、まず伺いたい。ちょっと考えられないようなことが、私も再三質問しているんですが、また質問しなくても課長のところへ行って聞いているんですが、何か大分窓口の対応もよくなったと町民から言われています。しかし、問題がまだあるんだよとこの間も言われました。職員としての資質、モラルをちょっと疑うような対応があったので、ここで質問させていただきたいと思います。今後こういう問題をなくすために、どういう職員に対してどういう教育・研修を行っていくのか、改善の方向を示していただきたいというふうに思います。

どんなことがあったかといいますと、いろいろあるんですが、まず1つは、ある50代の女性なんですが、ある課へ行ったんですが、書類を1枚書くのに3日通ったというんですね、1日でできなくて。その役場の職員は何で3日も来るんだと。わからないから教わりに来て

いるんだけどちゃんと教えてくれないんで3日も通ったと。パートで働いている人なんですけど、そういうことを私に訴えられました。私は聞いたんですけどでもね。具体的に、何で1枚の書類をつくるのに2日も3日もかからなきゃならないのって。課長さんを初め何でそんなに毎日来るんだいと言ったそうです。そういう訴えもありました。これはうそでもなく事実ですから。そう言っている。そのほかにもまだあるんですが、これから言っていきたいと思います。

3番目の問題としては、町から自治会に交付した行政区というんですか、交付した交付金の使い道について質問したいことがあります。ある自治会なんですけど、自治会費ですね、町から4万程度の補助が出ていると思うんですが、そのほかにも財産区から三百五十数万の金がその行政区に入っているんですね。それが神社の修理に使われているんです。これはやっぱり憲法20条、また第89条に違反していると思うんですが、その辺で町は行政区に対してどういう指導と監督をしたのか。また今後の対策について伺いたいと思います。

以上、3点について伺います。よろしくをお願いします。

議長（鈴木和江君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 答弁いたします。

私から1項目めと2項目めのご質問にお答えをいたします。

まず、1項目めの役場庁舎と消防庁舎建設についての質問の、各庁舎候補地の選定理由についての質問であります。既に議会全員協議会や議会全員会議等において幾度となく説明しておりますので、要点のみ申し上げたいと思います。検討委員会の答申を踏まえまして、まちづくり、利便性、安全性、防災拠点性、実現性、経済性の視点について検討した結果、那珂川町の将来を見据えた新庁舎の位置は、現在の山村開発センター敷地が適当であると判断して私は決めました。決めましたというよりも皆さんに相談をいたしました。また、消防庁舎の用地については、馬頭市街地及び小川市街地を幹線道路で結んだ中心地であることや、防災対策の離着陸を想定し、敷地内にヘリポートの設置が可能なエリア等の諸条件を考慮した結果、旧水産試験場跡地が適当であると判断をした次第であります。

また、検討委員会第4回目以降が非公開になった理由についての質問であります。検討委員の検討状況及び検討結果については住民の関心が高いことから、報道関係による取材及び一般住民による傍聴を含め公開する方針で臨むこととしましたが、第4回委員会からの用地選定の検討については公平な審議の確保や民有地も含んでいることなどを考慮しまして、

対外的な影響を踏まえ検討委員会において非公開としたものであります。候補地が決定した段階で選定経過を含め公表したいと聞いております。

最後のご質問についてであります。既に南那須地区広域行政事務組合において策定する段階で、消防関係者及び医療関係者等の専門的な知識や意見を反映されているものと理解しております。当町にゆだねられたのは候補地の選定のみであり、検討委員会としてはその計画を基本とすることはもちろん、先ほど答弁をいたしました諸条件を考慮した上で選定をしたものであります。

次に、2項目めの職員の教育・研修内容についてお答えしたいと思います。

職員は、行政職としての研修や公務員としての研修また接遇研修や職員の管理監督面の研修など、管理職やポスト職など職位に合わせて各種の研修に参加し、自己研さんに励んでおります。職員が町民に対して不適切な言動や行動、配慮に欠けた発言が見られた場合、課長職には私から、副町長から各職員にはその所属長からの注意や指導をしております。機会あるごとに私から訓示もしております。当面のことですが、日ごろより職員は町のため、町民のために一生懸命に取り組んでおりますが、その余り、時には行き過ぎた言動や誤解を招く行為があるかもしれません。容認しているわけではありませんが、公務員としての品位の保持、資質、モラルの向上には、なお一層努めてまいりたいと思っております。議員の皆さんにおかれましても町政の円滑な執行のため、さらなるご協力をお願いするものであります。

3項目めの質問については、担当課長から説明をいたします。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） それでは、3項目めの自治会への交付金の使途についてのご質問にお答えいたします。

町からの交付金は、議員ご存じのとおり各財産区の廃止に伴い特別会計の残金を財産区を構成していた行政区へ交付したものであります。これらは行政区において公益的な事業の実施と住民福祉の向上を目的に使用するものであります。交付された行政区内において、神社の建物等に修繕が必要となり、費用の一部を行政区会計より一時的に借用して修繕を行い、後日返還すると聞いております。ここで憲法違反かどうかの判断については答弁を差し控えたいと思います。

また、今後の対応であります。常日ごろからではあります。こういった交付金の適正な使途については今後も引き続き行政区に対し指導、助言等を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 丁寧な回答ありがとうございました。でも、私はまだまだいささか疑問を持っています。というのは、1番の検討委員会の問題なんですけど、やっぱり町長が言われたように町民の最大の関心事だと思うんですよ。だけど多くの町民の間には、いつの間にこんなのが決まっちゃったんだということをする人のほうがかなり多いですよ。その辺は町民にやっぱり徹底されていないということだと思います。私は、そういう点で庁舎建設に反対ということじゃないですけども、やっぱり建てるならなぜ町民の意見を聞かないか。やっぱり全員協議会の席上で副町長は町民に対して説明会も開かないと言っていましたよね。やっぱりそういうこともおかしいんじゃないかなと思いますよ。だれのための町政なのか。まして、17億という大きなお金を使うわけですから、やっぱり町民の合意を得ないでやるということ自体が町民不在になっちゃうと思うんですよ。その辺をやっぱり町民に対する説明責任があると思いますよ。町民が納得した上でやるというならわかりますけれども、一方的にこういうことをやりますからということでは、それで借金を払うのは町民なわけですよ。幾ら7割は返さなくていいといたって利子等3割は返さなきゃならない金になるわけですよ。今現在だって90億からの借金を抱えているわけじゃないですか。それに十数億あるいは20億になるかもしれないですけども、100億を超えるわけじゃないですか。もちろん基金も65億ぐらいはあると思いますが、そういう大事業に対してやっぱり広く町民の声を聞くという姿勢が私は必要だと思うんです。全くそういうものが見られない。まして議会に対しても説明責任というか、やっぱり議会から4人の代表ということになっていますけれども、実際には代表じゃないんですね、議会が選んだ代表じゃないですから。当時の議長が選んだあれですから、決して代表という形ではないです。でも、検討委員会に行った場合代表みたいな形になっていると。しかし個人で参加しているようなものなんですよ。だから議会に対しての報告責任もないんです。我々は、少なくとも町民の代表なんですよ。その議会にもかけるられない。そういう状況の中で今回来たわけですよ。そしていきなり3月の議会で町長からこういうことになりましたと説明を受けて、私も塚田議員も質問をしました。町民に対して説明責任がないじゃないかと。説明会も開かないのかといたら、副町長は開きませんとはっきりおっしゃいましたよね。これは本当に町民を無視した町の計画であると私は思います。

そういう点で、大分古いんですが町長の選挙のときの公約の中に幾つか掲げてあるんですが、本当にいい、これ公約で本当にすばらしい、これやってもらったら那珂川町というのはすばらしくなるなと思ってこの資料を私にとっておいたんですが、大金伊一の提案ということで出ているんですが、町民と一緒に考えるまちづくりといって5点ほど上がっているんです。ここに書いてあるのは、まさに町民と一緒に考えるまちづくりですよ。町民参画の協働のまちづくりを推進しますと。役場機構の改善、行財政の改革を積極的にします。徹底した住民サービスの向上を図ります。町長の給料と退職金大幅減額を実施します。青少年、女性の意見を町政に反映します。やっておられるところもあると思いますけれども、全くやっておられないようなところも見受けられると思います。やっぱり町長の公約なんですよ。これをやっぱり今の町政に本当に生かしていくか活用していくかといったら、私は疑問に思うんですよ。幾らいいものを掲げてもそれがやられていなければ何の公約も果たさないとはいえ

また、別の政策でもやっています、大金伊一のまちづくりという中で。さっきと同じですね、みんなで考えて行動する協働のまちづくりを推進します。その中でも幾つか項目が上がっています。その中で企業の誘致促進とか、そういうのは本当にやっていることもあります。独自のブランドの開発とか、そういうこともうたっています。それで3つ目なんですが、災害や犯罪のない安心・安全のまちづくりを進めます。教育政策、新たな交通システム、子育て支援と。デマンド交通の問題ですが、デマンド交通も先ほど言われました利用者がふえている。これに対する評価は物すごくいいんですけれども、やっぱり町民から土曜日走らせてくれとか、議会でも土曜日対応するには要望しているんですが、なかなか実現しないと。やっぱりそういう声に対して聞く耳を持っているかどうかということが一番大事な問題だというふうに思います。

それと庁舎建設等委員会の問題と関連しているんですが、もう一つはあの当日ですね、4月18日ですか検討委員会が福祉センターで会議が開かれた、正式な会議じゃないんですが、議会の第2回目の会議だと思うんです。その中であきれたことに消防署の職員を呼んで、私たちはいろいろ意見を聞いたわけですよ。しかし、ここであきれた行動をした議員がいたんですよ。何て言ったかという、消防署の職員のところへ行って、始まる前ですよ、会議が。真ん中なんか言うんでないぞ、だれだれ議員がこう言ってるからということ言った議員がいると。本当に恥さらしいところですよ。何を考えているんだと言いたくなります。消防署の職員が来てくれて意見をこれから聞こうというのに、そういうことを言う議

員もいる。そうかと思えば会議が終わってから、会議中最後の質問で議員の中から、鈴木雅仁議員だったと思うんですが、消防庁舎はどこにつくったらいいと思いますかという質問をしたわけですね。消防署の職員は、地域的にも交通的にも真ん中がいいということを書いてあるわけですよ。これは本当に大したものだな、やっぱり消防署の職員だなと思って私は聞いていました。しかし、その会議が終わった後、ある職員がその消防署の職員に対して、何であんなことを言うんだということをいったということを私は聞いています。これもおかしい話じゃないかなと思うんですよね。消防署の職員が言ったことは当たり前のことだと思うんですよ、中心に持ってくるというのは。町が決定した舟戸地区というのは町長が言っていましたけれども、舟戸から現在の消防署のある健武、健武が中間地といわれていますよね、その中間地まで車で6分かかるんですよ。そのことを考えたら、東部地区なんか往復しなきゃならない話なんです。そうすると10分以上かかるんです。病気や容体によっては致命傷になるんですよ、10分以上もかかるということは。専門家ならこれはだれでも知っていることなんです。そういう点から見たって中間にあるべきだというのは当然じゃないかなと思うんです。消防は町民の生命と安全・安心、財産を守るんですよ。それが、そういうことを言ったことに対して何でそんなことを言うんだと聞くこと自体が私はおかしいかなと思うんです。町の執行部としてその辺をどう考えるのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 今いろいろ言われましたけれども、職員間のことでお互い考え方の相違もありますしね。それは議論するのは私は当たり前じゃないかなと思うんです。時には議会に出ることもあるでしょうし。また、同じ町民との中であれば、他人が聞くと誤解をされているような、そのようなふうにも聞けますし、私はこの問題については何と言いますか相手を恫喝するというような、そのような行為じゃないんじゃないかなと思うんですがね。あんまりこういうところで取り上げられちゃうと職員の方も萎縮しちゃいますしね、だんまり、何も言わないようなことにもなりますし。それがあんまり言い過ぎて過激になっても困りますけれども、私はそういうことは聞いておりませんので、何と答弁していいかわかりません。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 町長、ちょっと撤回していただきたいことがあります。私は恫喝とは言っていないです。一言も恫喝と言っていないと思うんです。

町長（大金伊一君） 私は益子さんが言ったとは言っていないです。

2番（益子輝夫君） 私は恫喝ということで質問しているんじゃないんです。そのことに関してやっぱり答弁をし直していただきたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 恫喝と言いましたけれども、益子議員が言ったとは言っていません。そういうこともあるいはあっては困るといったことで、そういうふうにとられることもあるので、そういうことがあるとするならば、それに近いようなことがあるとするならば私の責任でもあり、これからの職員教育について十分そういう点を考慮していきたい、そう思います。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 大変誤解を招きますので、私も気をつけてしゃべっているつもりなんですけれども、私は恫喝とっていないし、また恫喝といったことがやられたということも聞いていません。ただ、そういうことが言われたということは当人からも確認していますので。恫喝とは言っていませんので改めて訂正したいと思います。私は言っていません。ただね、やっぱりそういう誤解を受けるような周りにして、当人はそういうことではなかったとおっしゃっていますけれども、やっぱり本当に消防職というのは大変だと思うんですよ。自分の命を時には投げ打ってね、3・11の被害じゃないですけども、助けに行き行って亡くなったのが数十名いるわけですから、そういう任務を負っている。この間も消防署の職員と話しましたがけれども、新しく入ってきているいろいろ訓練している中でやっぱり実習になると死に直面するわけですね。そうすると、もう本当に夜も眠れない、食事もとれないという状況になっちゃうそうです。そういう状況がある中でやっぱり若い人を育てていくというのは本当に大変なんだそうです。やっぱりそれだけに執行部ももう少し現場の声をよく聞いて対応すべきじゃないかなと思いますよ。それを、何言ったんだ、あんたというような言い方は私はないと思います。やっぱりそれをやられたら信頼関係なくなっちゃうと思いますよ。話し合うことを私は反対しているんじゃないんです。話し合いは大いにすべきだと思います。何しろ現場へ足を運んで、担当者は何回も何回も現場の声を聞くべきだと思います。私たち議会も矢板の消防署や、あるいは那須の消防署も見てきました。そういう点ではやっぱり執行部も一部の人も行ったと思うんです。現場の声を聞いて建てた消防庁舎とそうじゃない庁舎の使い道とか利便性というのは全く違ったと思います。そういう点で、やっぱり現場の声を聞くということが非常に私は大事じゃないかなというふうに思います。

もう一つは、先ほど町長が広域で決めたことだからとおっしゃいましたね。いろいろなあれは広域でもう聞いたものだと思うと。しかし、やっぱり町民の生命と安全、安心感をあれするのは行政の仕事であるし、トップである町長の責任だと思います。ここにも書かれているように、やっぱり町長の言っているとおりだと思うんですが、やっぱりそれを保障するのはたとえ広域であろうと町の財産を使われるわけですから、その点ではやっぱりどういった使い道をするのか、どういった組織でそれがやられているのか、やっぱり町としての責任があると思うんです。広域だからじゃなくて。広域だって町長は副組合長ですから責任ある立場だと思います。そういう点で、町としてやっぱりできることはやると。より町民の安心・安全を守るということは必要だと思います。そういう点での検討委員会に若い青年を入れるとか女性の考えを聞く、まさにこれが公平な町のあるべき姿じゃないかなと私は思います。医療関係とか、私も消防関係の人に話を聞くんですけども、やっぱり執行部は十二分に意見を聞いているかといったら、聞いていないというのが圧倒的です。1回か2回の説明だって意見を聞いてやっているというような話はほとんど聞かれないですよ。その辺を本当に町民に対して責任ある行政をやる上では現場の声、消防士とか医療関係の状況を聞いた上で対策を考えなきゃならないと思います。さっきも言ったように、今現在ある健武の消防署が中間だと、真ん中だということはもう前から言われています。そして、多くの町民は今のままのほうがいいんだよという声もかなり聞こえます。小川にもあります。しかし、それをどちらもなくして新たにつくるとするのは、どこの町民にとっても、どこに住んでいても不安になるんですね、遠くなるということで。そういうことも考え、またこれから高齢化社会で、先ほど町長も言ったように10年後団塊の世代がそういう段階に入っていくということでは、4割程度が65歳以上になっちゃうという状況があるわけです。今も年間の出勤率が700回といっています。1日2回だといっていましたよね。ほとんどやっぱり高齢の方が多いと、急病の。そういう点では、やっぱり高齢化社会に向けた消防の体制を本気で考えていかなきゃならないというふうに思います。人の問題でなくて我が身の問題になってくるんですから、やっぱり町民の意見をよく聞いて、やっぱりまちづくりの一環だと思うんですよ、これは。庁舎も消防庁舎も。そういう観点で20年先、30年先のことを考え、また財政のことも考えていかなきゃならない。町長がおっしゃったように、本当に高齢化社会で大変になってくると私もわかります。だから批判ばかりするつもりはありませんけれども、非常にそういう点で2番の問題へ入っていくのは心苦しいんですが、町民からの声なのでやらざるを得なくて私はやっています。

次の、2番の問題に入りたいと思います。

先ほど言いましたが職員の対応の問題、そっちこっちで聞きます。でも、窓口は大分よくなっているということは聞いています、今までと違うよと。ただ、問題は町民の方で忙しくお昼休みに来ると。しかし、やっぱり職員の手が足りなくてなかなか順番が来ないと。しかし、1人だけいすに座って何もしない人がいるので、あの人にやらせたらといったら、多分課長だと思っんですが。そうしたら、あの人だめなんだよといってやらせないんだそうです。でもね、やっぱり課長だってそういうときはやるべきじゃないかって、その町民は言っていましたけれどもね。忙しいときは、やっぱり課長であろうが何であろうが、手があいていたらやっぱり町民の対応をするというような姿勢が私は必要だと思うんです。そういうサービスの精神があってこそ役場へ来てよかったなということになると思うんですが、何か聞くと役場へ行きたくないんだよというんですよね。やっぱりそういう役場を変えていかなきゃならないんじゃないかなと思うんです。

私は前々から感じて、副町長が総務課長だったころから言っているんですが、役場前に点字ブロックがありますよね。かなり枚数が昨年からはげていて、やっとここへ来て総務課長に言いましたらすぐやってくれたんですけども、あの点字ブロックはあれだけ20枚近くはがれていたんです。私は、本庁へ行っている職員が町長以下何人いるかわからないんですけども、その人たちが全然それに気がつかないということはちょっと異常じゃないかなと思うんですよ。あれがないとあるでは、本当に目の不自由な人は困っちゃうんですよ。事故につながるんです。とんでもない事故につながりますから、目が見えないということは。その本庁へ通っている職員たちが、だれ一人それに気づいてもやっぱり直そうとしない、そこに今の役場の実態があるんじゃないかなと思うんですよ、職員の。弱者の目線に立っていない。町民の目線に立っていない行政がそこにあると思うんです。私はもう議員になる前からなんですが、議員になってからも指摘しているんですが、もう何回も指摘しても言わないうちはやらない、言ってもやっとやると、この間。そういう状況なんですね。本当に町長には悪いですけども、安心の安全のまちづくりというけれども、町長が一生懸命言ってもそれが職員に果たして本当に浸透しているのか、果たして安心・安全のまちづくりというのはどういふことなのか職員自体が考えているのか、本当に疑問に思うんですよ。

それで、私悪いことばかり言って申しわけないんですが、いいことも幾つか話を聞いているので言います。あの3・11のときの被害を受けて水道管が破裂したり、本当に総務課を初め寝ずで1週間ふるも入らないで家にも帰らないで水道課何かは命がけで2メートルも底の

穴の中へ入って作業をしたということも聞いています。本当に大変だったと。そういう職員がいるわけですよ。それなのにどうしてとなるんです。それと、私3・11のあれで福祉センターへ福島避難民が入っていたじゃないですか。そのときの対応をしていた女性の職員がいたんですね。たまたまそこにぶつかったんですけれども、そして私が行ったら子供さんだと思っんです、電話が来たんですね、携帯に。お母さんに帰ってきてもらいたいみたいなんです。しかし、お母さんは帰れないですよ、避難民の対応をしているんですから。お母さんは何て言うのかというと、お父さんがいるんだから、お母さんよりお父さんのほうが強いんだからって電話で一生懸命説得しているんですね。なかなか子供さんきかないですよ。そういうやっぱり犠牲的な精神を払って働いている職場の職員もいるわけですね。だから、決して悪い人ばかりいるとは思っていません。そういう点で、もっと目線を町民の目線、弱者の目線に立った行政というものを考えてやっていただかないと、ますます町民との隔たりが強くなっちゃうと思いますよ。本当に協働参画の町政をつくっていくということが、本当にできなくなっちゃうんじゃないかと。それでなくても、今職場の職員の人でも大変でしょうけれども町民も大変な状況がありますよ。そこをやっぱり理解しないと。だから、そういう点ではやっぱり説明会とかそういう話し合いが私は必要だというふうに思っんです。その点での町長の考えがありましたら伺いたいと思います。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 益子議員の今ご指摘があった点については、確かにそういう点もあるかというふうに思っんですので、これを真摯に受けとめまして、再度職員の資質の向上にいろいろ研修会とか、また、ことし入った人とか、去年入った人、その前に入った人とのこれから話し合いといいますか、意見交換をしていきたいと思っっています。そして、言われたようなことについても皆さんとお話し合いをしていきたいというふうに思っております。職員は町民全体の奉仕者であるということでもありますから、この件について口だけだと言われても困るので、そういういろんな対応をしてまいりたい、そのように思っております。ご指摘ありがとうございます。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） これで終わったわけじゃないんですが、最後にもう一つ、あってはならないことがあったので私は質問したいと思います。去る3月13日なんですが、議会が開かれている最中なんですが、修正動議が出た日ですね。その修正動議を修正するために鈴木雅

仁議員と佐藤議員が事務局の部屋に入って修正をパソコンに向かってやっていたときなんです、事務局の職員なんです、ライターを持って右手でパソコンを打っている鈴木雅仁議員の左肩をはたいたんです。信じられないようなことが起きたんです。この点について町長は知っているのか、知っていないかを伺いたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 私は聞いております。それは、修正動議という緊迫した中における多分やりとりの中で、あるいは、そういうはたくという意識はなかったと私は聞いております。ですから、誤解を受けた行為については、私はこれは反省すべき点もあろうかというふうに思います。ご承知のように事務局の職員は皆さん方の、議員の方にお手伝いをする職員なんです。ですから、皆さんの職員と考えても私はいいと思うんです。ですから、どうぞ皆さんの職員ということですから、議員の方々はそういう意味で職員と対応してもらいたいと思っております。

それから、人事異動については私は必ず皆さんの職員として働く方たちですから、議長に必ず相談します。この方を事務局の職員としてお願いをしたいんですが、どうですかと。あるいは、この人がだめだったらどうぞ言ってくださいよということで、皆さん方のお世話をする方ですから、議員の皆さんの職員になるわけですから、そういう意味でそういうふうなこともやっております。そういう行為を行ったという誤解を受けたということは私も町長として責任を感じる場所ももちろんあります。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔 2 番 益子輝夫君登壇 〕

2 番（益子輝夫君） 町長の言っていることはわかるんですが、ちょっと違うんじゃないかなと。ちょっとというより大きな違いだと思います。議員に対してそういう行為に出るということは、あってはならないことじゃないですか。たとえ議員じゃなくたって大問題になることじゃないですか、場合によっては。まして議員に手を出すなんていうのはもってのほかだと私は思うんです。以前から宴席で暴言を吐いたりというのは私自身も何回か聞いています。酔っぱらうとあれだからということで先輩に相談したけれども、酔っぱらった上でのことだからしょうがないだろうということで今まで黙ってきたんですけれども、これは事務局のやらなきゃならない仕事を鈴木議員がかわりにやったわけですよ。それに対してそういう行為に出るということは、どういうことかと私は言っているんです。少なくとも町民に選ばれた議員ですよ。議員に対する行為。間違いとかそういうことじゃないと思いますよ。絶

対、一般社会だってこんなことは許されないんですよ。何でそれが通ってしまうかということなんですよ。何かやっぱり体質的な問題があるんじゃないかというふうに思いますよ。そして、さも自慢げに、宴席ですけれども、話していたということを、その行為を当事者が宴席で何回となく自慢げに話していたということを私は耳にしています。酔っぱらったから当人は覚えがないといっているそうですけれども、周りで聞いた人は覚えがありますよ。こういうことがやられているんですよ。議会じゃないんじゃないですか、これは。議会事務局が本当は議会の仕事をしなきゃならないのに、そういうことをしないでとんでもないことをやっている。これが実態だったんですよ、今までの。その辺で再度町長の責任を問いたいと思います。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 前も言ったように、事務局員は皆さんの職員ですから、どうぞそういう点についてもちゃんと皆さん方から注意をいただきたいと思います。また、私もそういうことについて、そういう誤解を受けたことについてはもう既に注意をしております。被害者等からの訴えがあれば事実関係を確認して、私は対応したいと思っております。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 被害者からの届けがあるか、ないかということは刑事問題とか、そういう問題になると思います。私は町長として、執行部として、やっぱり任命責任があると思うんですね。その辺で町長の責任を私は問いたいということを言っているわけです。当人から被害届が出ていないからといったって、それはないと思うんですよ。出ていようが、出ていまいが、事実は事実なんですから。私は隣の席なので痛そうに肩を抱えてきた鈴木議員を見ているから、そして内容も聞いています。誤解じゃないんですよ。もう一度答弁をお願いします。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 発言しております益子議員、そこに多分いたんだろうというふうに思いますので、そうだとするならば私のほうから嚴重に注意をしていきたいというふうに思っております。私はいろんな皆さんから、こういうことだった、こういうことだったと、これは暴力行為だったかもしれんし、そうでなかったかもしれない、いろんな声があるので、当事者がやはり一番知っていることなので、当事者にお話を聞いて、それが本当ならば嚴重に注意し、そういうことの今後ないように私のほうから注意をしていきたいと思ってい

ます。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） これ以上話は進まないようですから平行線になると思うので、この辺でこの質問は終わりたいというふうに思います。

次に、3番目の質問に入ります。

ある自治会なんです、先ほども言われたように財産区が解散になって、財産区の財産であった金銭がその行政区に三百五十数万振り込まれているんですね。それを使って神社の修理に充てたということなんです。これは事実であります。私はその点でやっぱり憲法に触れるということで先ほど20条信教の自由です。この一番上に、信教の自由は何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も国から特権を受け、また政治上の権力を行使してはならない。2番目として、何人も宗教上の行為、祝典、儀式または行事に参加することを強制されない。3の、国及びその機関は宗教教育者、その他いかなる宗教活動もしてはならない。それと89条なんです、これは公の財産の支出または利用の制限ということで書かれています。89条、公金その他の公の財産は宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、または公益の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に対してこれを支出し、またその用に供してはならないということです。明らかにこれは公的な財産を宗教上のあれに充てているということだと思います。

それで、当行政区自治会の総会の資料を私持っているんですが、明らかにここにそれだけじゃなくいろいろ問題が出てきています。これは23年度の収支決算書です。収入の部で繰入金の中に、神社基本財産というのがあるんですね。それが15万1,171円が自治会の収入に入っているんです。まだまだあります。これは分けてあるんですが、ここに財産区交付金関係事業ということで林業集会施設設置工事ということで41万607円が使われています。それと2つ目として、林業者集会施設の土間、砂利を敷いたんだと思います、多分、砂とか、それが2万円入っています。そのほか3番目として生活改善センター照明設置工事なんていうことで46万2,000円が使われています。その後が問題なんです。4番目として、上郷神社本殿改修工事154万8,960円が支出されているんです。その内訳なんです、納税貯蓄組合費95万7,106円、その後自治会費となっているんですが、これが消されて財産区交付金59万1,854円が使われているんです。そのほかにですよ。うち財産区交付金充当額ということで出ているんですが133万461円が使われているんです。財産区交付金356万6,000円のうちの

133万461円がこの神社修理に使われているんです。借り入れとか、そういうことは一切ありません。使われていることは事実ですから。これに対してどういう指導と、今後どういう対応をしていくのかを伺いたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） ただいまのご質問であります。財産区の経理につきましては私ども、失礼しました、自治会行政区については、私どもその内容については言う立場にありませんけれども、財産区の交付金の使途につきましては私どもも指導監督する義務があります。ただ、議員さんご指摘の点につきましては、先ほどの答弁でも申し上げたように緊急にその工事の必要が生じた。そのためにお金を調達しなければならない。その場合に一時立てかえをしたということで聞いております。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 立てかえであろうが何であろうが総務課長も全員協議会の場で今の議長である鈴木議員が神社の修理に財産区のあれを使えないのかと質問しておりますよね、再度にわたって。再度にわたって総務課長は絶対だめですと答えていますよね。それが使われちゃっているんですよ、現実には。それをどう思うかということなんですよ。あってはならないことだと思うんですよ。私あんまり言いたくないんですけども、ましてや区長は公務員を40年近くやって、最終的には総務課長までやった人ですよ。私も総会の場で追求しました。でも、知らなかった、勉強不足でという答えしか返ってきません。これだけの金額を使いながら、謝罪ももちろんありません。自治会の役員と自治会を憲法に違反するようなことに使って、当人は何のあれもないんです。ということは、そういうことをやっても大丈夫だという職員だった当時のあれが何かあるんじゃないかと私は疑わざるを得ません。その辺について答弁してください。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 行政区内の方、それから個人に対する答弁は控えたいと思いますが、先ほど申し上げたように財産区からの交付金の使途につきましては宗教上のものに使ってはけませんよということも指導はしております。また、議員がある点につきましては総務課のほうに、役場のほうに問い合わせをくださいということによってありますし、もともとそういったものの使用については私どもは想定はしておりません。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 使ったことは事実なんですよ。それに対してどういう指導をして、今後どういう監督をしていくかなんですよ。訴えればこれ問題になりますよ。地元民の中でも訴えろという話が出ていますから。やっぱり、指導したって現実に使われちゃっているんですから、その問題をどう受けとめるかなんですよ。また、これ同じことを繰り返しますよ、まだ200万からの金がありますから。だめだって議会で答弁しておきながら実際には使われちゃっている。そして、それに対して何の対応もできない。そんな行政じゃ、どういうことなんですか、町民なんか全く信用しないですよ、やっていること。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 先ほども答弁をいたしました、一時的に借用して修繕を行いました。後日返還をすると、聞き取りの中ではそのような約束をしております。これは単年度になるか、あるいは数年かかるか、その辺は今後の対応を見てまいりたいと思っております。以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 総会の場でそういうことを言ったのは、財産区交付金51万9,854円に対しては借入れということを行っているんです。それ以外のあれについては言っていないんですよ。よく調べた上で答弁いただきたいというふうに思います。ただ個人がやっただけで済まないんです、やっぱり。役員もありますし。あとは神社の総代会ですか、それにも支出が書いていないんですよ。支出したわけでいいわけですね。基金として自治会のほうに入っているんだから。それも入っていないんです。やっぱり、そこら辺はなあなあにするんじゃないくて、きちんとやっぱり結論を出してだめなことはだめと言うべきではないですか。40年も役場へ勤めて総務課長までやった人が、知らないとか勉強不足でということでは済む問題ではないと思います。役員も巻き込み、自治会も今巻き込んで大騒ぎになっているんですから。そこでやっぱり役場の指導と監督責任が問われると思うんです。今後どのように対応していくんですか。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 交付金の用途につきましては、使用した場合には町に報告することになっております。この件につきましてはそういった報告はありませんので、この一連の

流れの中でそういう話があったということで聞き取りをいたしました。これは先ほども申し上げましたように一時立てかえというような説明でありました。これは速やかに対処してもらいたいと思っております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 私は何でこの問題を言うかといいますと、やっぱり何かそういうのが許される体質が役場にあるんじゃないかなという気がしてならないんですよ。あんまり出たくないんですけども、私、前にも広重美術館の問題で質問しましたけれども、当人は報酬とか出世のあれでは受けているという話は聞きました。そうだと思います。当然だと思います。しかし、その当人が全く反省している様子が見られませんというのは、私だけじゃないって町民の中からも聞こえてきています。一番大事なことは、出世しないとか、給料がどうのこうの以前に、やっぱりそういう法的な絡みで犯したものに対して、本当に反省しているかどうかだと思うんですよ。そういうのがしかし、何の反省もなく往々にしてそれが通っちゃっている、何かそういう体質が役場内に、私だけかもしれないです、そう疑うのは、何かあるような気がしてならないんです。はっきり言って不信感です。私だけじゃなくて、もちろん地元でもそういう声は多いです。憲法に触れるんだよなってわかっている人結構いますよ、だけどやっちゃったと。神社修理そのもの、やったことは悪いことではないと思います。私がそれを指摘したことに対しても、またこの人も公務員なんですが、神社の修理に問題ありませんというようなことを答弁しているようなんですが、私も非常にそういう点で自治法、公務員法も調べましたけれども、やっぱり、さっき町長が答弁したように町民に信頼されるようにするには、やっぱり悪いことは悪いってちゃんとそこであれしないとんでもないことになると思うんですよ。今後そういうことがないように、やっぱりきちんとした態度で接したいと思います。我々もそうではありますが、やっぱり職員の皆さんもそうしていただきたい。確かに法律は法律だという人はいますけれども、やっぱり日本の、特に憲法は非常にすぐれた憲法であると思います。いろんな分野にわたって書かれています、特に公務員に対するあれは、私も含めてなんですけれども、ここに書かれていますよね。99条で憲法の尊重、擁護の義務ということで、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負うということなんですよ。そういう点から考えたらやっぱり公務員法も地方自治法も憲法のもとにつくられているんです。その憲法

を守らないでして、どうしてこの国をより豊かな地方自治として福祉を向上させることができるかといったら、全く逆だと思います。そういう点で、やっぱり基本的な憲法であるあれを町政にぜひ生かしていただきたいということを最後に町長にお願いして、質問を終わりたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 財産区の交付金の問題であります。これはご承知のように財産区議会も廃止して、残金を各旧財産区の地域にお配りした交付金であります。公共的な事業とか住民の福祉の向上に使うことを目的としております。ということで、これは流用したというのは、私としてはまずいことかなと思います。よくこれから指導してまいりたい。そういうことのないように指導してまいりたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔 2 番 益子輝夫君登壇 〕

2 番（益子輝夫君） まだ少し時間はあるんですが、町長の答弁をいただいたので、以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（鈴木和江君） 2 番、益子輝夫君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。再開は 13 時 30 分とします。

休憩 午後 零時 23 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（鈴木和江君） それでは再開いたします。

佐 藤 信 親 君

議長（鈴木和江君） 1 番、佐藤信親君の質問を許可します。

1 番、佐藤信親君。

〔 1 番 佐藤信親君登壇 〕

1 番（佐藤信親君） ただいまより質問をさせていただきたいと思います。

さきに行われました益子議員とかぶる部分もございまして、簡潔に質問していきたいと

いうふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど益子議員のほうから出ましたように、職員が議会議員に対して肉体的・精神的な苦痛を与える行為を故意に行った。また、提出期日が決まっている報告事項が町長に数日間にかたり報告されずにあったこと。また、他の行政事務組合職員に対し発言の趣旨等を問いただす等の行為等が、さまざまな幹部職員による行為等がこの数カ月間に起きております。公務員として憲法15条第1項2に、すべての公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないと規定されております。また、地方公務員法第30条に、すべての職員は全体の奉仕者としての公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定されております。同法第31条に基づきサービスの宣誓を行って、公務員として、また役場職員として任用されているわけですが、職歴を重ねていく中、その初心を忘れた結果がこのような行為を行わせるようになっていないかなというふうな気がします。

幹部職員は、部下職員を町発展に尽力できるように導き、育て上げていくことも、その職につくものの責務と考えます。このような行為が行われている職場環境の中で、若いやる気のある職員の能力を最大限に引き出させるような職場環境をつくり、活発な意見や自由な討議ができ、また活力あるまちづくりに貢献のできる職員を育てられるような職場環境づくりが必要であるとするが、町長は職場の改善についてどのように考えているかお伺いをいたします。

以上。

議長（鈴木和江君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 答弁いたします。

先ほど益子輝夫議員の質問でも答弁しましたが、円滑かつ適正な行政執行のため、町として理解を求めていくことは当然なことであり、必要なことと考えております。その中で態度や言動、言い回しが誤解されることがあるかもしれませんが、私の考えを述べさせていただきます。また、個別の事例についての答弁は差し控えたいと思います。

議員ご指摘のように、公務員は法律等を遵守することは当然のことであり、全体の奉仕者として職務に専念することになっております。私が言うまでもなく、職員同士が活発にそして自由に意見を交わすことは非常に重要であり、大切なことと考えております。職員のコミュニケーション力になろうと思いますが、まずは相手の言うことを聞く、耳を傾ける、理解

する、そしていきなり否定するのではなく、受け入れる姿勢を示し、それから意見を踏まえて違った面や別の側面からなど広い視野から助言や新たな意見を返す、これを積み上げていくことによって活発な意見交換、相談、協議になるものと考えております。

各職場においても、常日ごろから町の振興や事務の改善等についてけんけんがくがくと話し合っております。動きが強くなって言い争いになっているように聞こえるときもあります。一方、町民にそんな姿を見せるわけにはいきませんから、それが活発性が欠けているというように見えることもあるかもしれません。今後、職員研修の一環として若手職員が意見を言う場、自由研さんの場などの機会を設けていきたいと考えております。

また、職場環境の改善という点では、現在の被災した庁舎の危険性を速やかに取り除き、安全な執務空間で勤務できる状態とすることが必要と考えております。いずれにしましても職員、特に若い職員の資質の向上が町の発展、活性化につながるものと考えておりますので、議員の皆さんにおかれましても建設的なご意見・ご提言をいただきたいと思っております。

議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 今、町長さんから答弁をいただきましたけれども、職員削減に伴い、ここの職員の抱える仕事量も年々増大化するとともに、国の制度改革に伴う事務量も増大化し、ゆとりのない状況のもとに日々職務に追われていることは承知しております。そういう中で全体を見回す余裕などなく、個々の職務分担の範疇にとどまっている現状にあって、今町長が言われたことは大変重要なことであります。また、今後の町政を進めていく上でもこれらの積み重ねが大きく貢献するものと思われまますので、ぜひ町長指導のもとに強力に進めていただきたいというふうに考えます。

さらにつけ加えるなら、そのプレーストーミングからさらに発展したワールドカフェとしての小グループを編成し、町長指示事項や町振興計画、各グループごとの独自のテーマなどを設け、討論し、グループ内のメンバーを入れかえ、他の観点からの意見等を取り入れさらなる結論を導き、それを庁議等で発表し、優秀な意見等に対しては職員提案制度に基づく褒賞を与えることも、さらに活性化する方向に向かっていくのではないというふうに考えます。実施する上でつけ加えていただきたいと思いますが、町長に再度お伺いしたいと思えます。また、その取り組みについていつを目途として実施するのかをひとつお伺いしたいと思えます。また、これらを実施する上で各職場係内の関係書類の情報が職員個々の管理となっているため、共有できない面もさまざまところで弊害が生じてくるのではないかと思いま

す。情報を共有化することは、担当職員が不在であっても他の職員が対応できるような態勢を構築し、職員個々が管理するのではなく、情報をファイリング化することにより課及び係全体が共有化でき、グループ討議、職場内討議などに活用できるとともに、職場環境の改善にもつながるのではないかというふうに考えます。そこで情報の共有化、いわゆる文書の共有化を図るためファイリングシステムの導入を図る考えがあるか、町長にお伺いいたしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 2回目の質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、地方公共団体の事務量は近年権限委譲や新たに取り組む事業などが増大をしております、さらに住民ニーズが複雑多様化する中で、職員数の減員などで各部署において職務に追われている状況であります。議員ご提案は、今後の行政を推進する中で大変参考になるものと考えております。現在私が考えているのは、例えば年代ごとのグループ、あるいは採用ごとのグループ、特に若い年代の職員との話し合いの場、懇談の場を設けて、意見交換などをしていきたいと考えております。また、職場点検、環境改善、町の活性化策など各課ごと、グループごとに検討、提案してもらい、それを実践行動をしてもらうことによって、事務改善や職員の意識向上、職務意欲の向上につながればと考えております。職員提案制度に合致すれば褒賞等の該当になるものとも考えます。まずはできることから取り組んでいけるよう検討していきたいと考えております。また、情報の共有化についてはご指摘のとおり、システムの構築など今後研究をしていきたいと考えております。大変建設的なご意見、ご提言、大変ありがとうございました。

議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） さまざまなグループ討議の方法がありますが、やはり討議をするということは若い職員たちが心に秘めているものを公に出す、そういう場であってほしいというふうに思います。いかに若い職員の活力ある能力を引き出せるか、上からの圧力や古い慣習、しきたり等さまざまな阻害要件を排除し、自由闊達に討議できる職場環境をつくり上げるとも町の活性化には必要不可欠であります。ただいま町長の答弁がありましたが、取り組みの実施時期についての明言はされておられません、できることから始めたいとのことですが、憲法及び地方公務員法にうたわれているように、公務員としての基本理念をもう一

度原点に帰り再確認する意味でも、また役場が存在するから地域住民が存在するのではなく、地域住民が存在するから役場が存在するという意識を持たせることも、職場環境を改善する上で大変重要な事項でもあり、またこれを踏まえ町長指示事項として早急に改善策を講じていただきたいというふうに思います。

さらに、情報の共有化に向けた文書ファイリングシステムの構築に向けた研究については、費用も時間もかかると思いますが、早急に取り組むべきものと考えます。あわせて町長の強い指導力を発揮することを期待し、今後も継続して動向を注視し見守りたいと思います。

以上で、甚だ簡単でございますが質問を終わらせていただきます。

議長（鈴木和江君） 1番、佐藤信親君の質問が終わりました。

福 島 泰 夫 君

議長（鈴木和江君） 9番、福島泰夫君の質問を許可します。

9番、福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

9番（福島泰夫君） 9番、福島泰夫でございます。

本日は1つの項目、原木シイタケのセシウム問題についてということで質問をさせていただきますが、内容は原木シイタケだけでなく他の農産物関連の質問も入っておりますので、よろしくご答弁のほうをお願いいたします。

昨年3月の東日本大震災では、本県を含む東日本地区で大きな被害をもたらしました。さらに津波、そしてそれに起因する原発事故により多くの人々がいまだに避難を余儀なくされております。また、農産物への影響も甚大であります。昨年事故当初は、本県内ではハウレンソウ、カキナ、シュンギク等の農産物、牛乳、牛肉などの畜産物への影響がありましたが、夏以降はほぼ落ち着いたかに思われておりました。しかし、昨年秋からにわかに当町でも原木栽培干しシイタケが出荷自粛、自主回収措置となり、また本年3月中旬以降は施設栽培、露地栽培とも出荷自粛となり、現在も続いております。食品の放射線基準値が1キログラム当たり500ベクレルから100ベクレル以下となった今、シイタケ菌の特性を考えますと過去に植菌した原木から発生するキノコは、今後何年にもわたり商品とならないおそれがあります。過去の損失の賠償請求等についてはJ A等が窓口となり進められておりますが、請求額

にかなり近い金額が支払われていると伺っております。そこで、原木シイタケや他の農産物の放射線対策について町の考え、あるいは対応についてお伺いをいたします。

まず1点目といたしまして、いつまでも売れないシイタケを生産、計量、廃棄をしなければならない農家の救済についてでございます。これは4月にピークを迎えました露地栽培の生シイタケを出荷自粛で補償請求の裏づけとするため、収穫したキノコを計量して写真を撮り廃棄いたしました。一度菌を植えたほだ木は五、六年大径木、いわゆる太い木については10年以上発生するため、これがことしの秋のシーズンも、また来年以降も続くと考えられます。幾ら補償を求めるためとはいえ長年丹精したものを捨てることを繰り返すのはやり切れないと、精神的にも農家はダメージを受けているのでお伺いするものであります。

2点目といたしまして、廃棄される生シイタケや干しシイタケは一般廃棄物扱いであるのに、広域センターでは処理してくれません。この対策についてであります。これは、県の説明によれば、放射線の基準値を超えた生シイタケや干しシイタケは一般廃棄物という位置づけであるのに、広域センターでは引き受けてもらえず、一般廃棄物なので産廃業者にも引き取りを拒否され、当那須南農協管内では昨年回収された干しシイタケが約13トン、農協のナシの選果場に積まれており、困っているということなのでお伺いをするものであります。

3つ目といたしまして、1番とも関連いたしますが、農家が今後栽培方法の変更あるいは廃業や他作目への転換等の情報提供や指導についての質問であります。先ほど申し上げましたように、シイタケ菌の特性から従来の栽培方法では基準値を下回るには相当時間がかかること、また、生産して廃棄することへのやり切れないという気持ちから、いずれこのようなことが起きると想定されますので、お伺いするものであります。

4つ目といたしまして、道の駅馬頭では食品の放射線測定器を購入したと聞いておりますが、町としては購入の予定はあるのか。生産団体等への購入のための補助の考えはあるのか、お伺いをいたします。

5つ目でございます。原発事故がなければ必要がない機器あるいは資材の購入は、補償請求の対象と考えますが、町としてはどのようにお考えか、お伺いするものであります。これはシイタケに限らず他の農産物にも関連するものであります。食品の放射線測定器は高価なものでありますし、1台の能力には限度があり、なかなか希望どおりはかれない場合があります。そして原発事故がなければ全く必要とされない機械であります。また、当町の基幹作物の米については、玄米と米ぬかの放射線濃度の因果関係が明らかになり、カリウムを含む肥料を投入するなど農家は原発事故がなければ必要のない負担をしているので、この点につ

いて補償の対象とすべきかどうか町の考えをお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（鈴木和江君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 答弁いたします。

昨年の東京電力福島第一原発事故による放射能物質の影響で、県内及び町においても農産物の出荷停止などにより大きな被害が発生いたしました。事故以来、県において放射性物質の検査を行い、現在町においても農産物の安全を確認されております。しかし、議員ご指摘のとおり干しシイタケについては昨年の秋に出荷自粛となりました。原木生シイタケについても基準値に合わせて自粛となり、露地栽培が国によって出荷停止となりました。

1点目の農家の救済についての質問であります。出荷できないシイタケを生産しなければならぬ生産者の心情は町としても十分理解をしております。安全・安心なシイタケを生産するために、汚染されていない原木を確保することが必要であると考えております。現在、国、県などにより原木を一括調達し供給する態勢を関係団体とともに一体となって進めております。

2点目の、廃棄されたシイタケの処理対策の質問にお答えをいたします。不要の農産物等は事業系一般廃棄物になると思われませんが、生シイタケ及び干しシイタケの処理についての広域衛生センターの見解は、受け入れないとしております。この大きな理由は焼却灰の処分問題であります。ご承知のように、当広域保健衛生センターでは最終処分場がないため、現在群馬県草津町に最終処分をお願いしております。国の基準では8,000ベクレルまで埋め立てできるということになっておりますが、草津町では観光地であるため風評被害を警戒し、災害廃棄物広域処理物の搬入を制限しているところであります。従来から焼却灰の受け入れをしている当広域衛生センターについては、国の基準値の半分4,000ベクレル以下の条件で搬入してよいと協議されております。万が一4,000ベクレルを超えた場合、すべての焼却灰の処分先がなくなることになりますので、これだけは何としても避けなければなりません。したがって、自然に放射能が含まれている家庭から出る一般廃棄物の受け入れは仕方ないことですが、放射性を含む物質の受け入れはしないという衛生センターの判断は、やむを得ない措置と考えております。今後の処理対策であります。JA等関係者や国、県と協議しながら対策を進めてまいりたいと考えております。

なお、栃木県町村会でも、県に対して処理対策を行うよう強く要望しているところであり

ます。

3点目の情報提供や指導についての質問ですが、現在、県では放射性物質の影響の少ないシイタケの生産方法の研究を進めており、その結果を生産者に情報提供したいと考えており、あわせて県指導による安全・安心なシイタケ生産基盤への誘導を図っております。

4点目の、測定器の購入及び生産団体への購入補助の質問ですが、ちなみに道の駅馬頭では放射性物質の測定器を購入し、農産物の安全確認のために活用しております。町としましても自家栽培され、かつ自家消費する農産物の放射性物質を検査するための測定器購入を、今定例会の補正予算にて計上をいたしました。出荷する農産物については県のモニタリング等により安全を確保しておりますが、自家消費の農産物については町で対応を行い安全確認してまいります。生産者団体の測定器購入費補助については、今後生産者から要望があれば検討してまいります。

5点目の、補償請求の質問ですが、放射性物質の検査に用いる資材等の購入経費については損害賠償の対象として考えております。

なお、シイタケの出荷自粛による損害賠償請求につきましても農協により進められ、今回ほぼ要求どおり賠償がなされたと聞いております。

また、水田、畑の土壤に蓄積された放射性セシウムの吸収抑制効果のある塩化カリウム等の散布補助については、生産者団体の要望があれば農協、那須烏山市などとの関係機関と協議し、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

9番（福島泰夫君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、1点目の生産者は売れないシイタケを継続してつくるのは忍びない。ですから、それにかわる方法がないか、そういうことで補償請求の中で農協が中心となり続けられております。施設栽培のシイタケはハウスの中で1年じゅう発生させる仕組みでございますが、こちらでも出荷自粛で発生操作をやめている状態であります。当然売上はありません。しかし、施設で発生させるべきキノコを発生させないで山林に放置しておきますと、これから大雨あるいは落雷等により大発生をする可能性が大であります。そうになると、4月に我々が行ったように収穫をして量目をはかって写真を撮って再び請求を求める、そういう形になるかと思っておりますので、ずっとこの繰り返しになると思います。そして、将来生産物が放射線基準を

下回り出荷が可能となっても、風評被害で低価格に悩むことは目に見えております。現に原木シイタケではなく菌床シイタケは出荷自粛も何の規制もかかっておらず、現在ずっと生産、それから出荷をされております。しかし、値段のほうは本来ですと原木シイタケが出ないので菌床シイタケが需要と供給のバランスで値上がりしてもおかしくない状況にありますが、値段は原発前の時点よりもずっと安めで推移していると伺っております。これも風評被害の間違いなく一つであると考え、菌床シイタケのほうでも風評被害の補償請求を起しているとお伺いしております。生産農家は、売れないとわかっていて生産を続けることはしたくない、そう考えており、現在保有するほだ木をすべて廃棄処分にする方法を望んでおり、JAを窓口として交渉に入っておりますが、求める側と払う側の思惑もあり長期化の懸念もあります。そういう中で農家救済として、本来シイタケ栽培というのはいわゆる日銭取り、そういう形で始まった経緯があります。毎日出荷して毎日お金が入る。そういう中で、この補償請求が長期化して3カ月、半年あるいは1年かかるかもしれない、こういう中で生活の安定、これも大事なことでございます。これに対して先日県会議員の方々が視察にお見えになったときも、県としてはできる限りの支援をすとおっしゃっていただきましたが、そういう方法を町としてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） 今のつなぎ資金ということで、要はシイタケ生産者が補償を受けるまでに、それまでの期間の運転資金というようなことで、経営の安定を図りたいと、それに対する制度ということで、県のほうで、頑張ろう栃木の農業、緊急支援資金といいまして、つなぎ資金でございます。対象地区が県内全域でございます。貸付金額の限度が1,000万円以内、償還金5年以内ということで無利子でございます。それを県のほうとしては運転融資の資金として活用していただきたいということでございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

9番（福島泰夫君） 県のほうでは、ただいま農林振興課長がおっしゃいましたように長期間収入の途絶えた農家の救済のために補償が入るまでの間つなぎ資金、これを1,000万円を限度として無利子で融資しましょう、こういうお話でございます。これは、もともとはこの限度額というのは500万だったと思うんですが、それが今回このような事故の影響で1,000万に引き上げられた、そのようなことだと私は認識しております。このような資金があると

いうことをＪＡも生産者には伝えていると思いますが、町としてもいろんな広報機関を使って住民に周知徹底されるといかがかと思います。

それと、先ほど町長のご答弁の中で心情は町も理解している。それで、汚染されない原木の供給を進めて新たなシイタケ栽培に向かうことを支援する。そのようなご答弁がございましたが、原木の供給についてけさの新聞ごらんになった方があろうかと思いますが、需要の８％ぐらいしか供給できないのではないかと、そのような実態もございます。私もことしの春に植菌した、これは地元産の原木、それから一部購入原木、これを使いましたが、すべて放射線量をはかった上で使ったわけでございますが、当初、去年の暮れのうちは原木の状態ですと、私が使ったのも110とか120とか、その辺の数字は出ております。それから、購入したものは宮城県産の原木だったんですが、それも120程度のいわゆる放射線測定の証明書がついております。ことしの４月以降、これらはすべてアウトになります。原木シイタケの基準は４月以降50ベクレル以下ということになりますので、当然この県内での調達は難しいかと思いますが、それから東北地方でもかなり北のほうでないと難しいような気がします。そういうことを踏まえて、けさの新聞では必要量の８％ぐらいしかないのではないかと、そのうちの大半は栃木県が使う、そのような報道でもございました。そういうことを考えますと、農家といたしましては新たな栽培方法、これも模索します。しかし、原木がなければ新たな栽培もできません。ですから廃業を余儀なくされる場合もある。そういうことで町あるいはＪＡ、あるいは県関係の出先機関、そういう中で廃業せざるを得なくなった農家の救済として、他作目への転換とか、そのようなことを考えざるを得ないというのが間違いなく来るかと思いますが、そのような場合に、町としてどのように対応されるかお伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） お答えします。

今の、廃業して他の業種に転換とかということですが、現実的に町単独で進めたいとかいう次元の問題ではないように思われます。そういう中で、やはり県のほうの、ここで言いますと県北環境森林事務所とか塩谷那須南農振事務所の県の機関等に要望したり、県、町が国のほうに要望したりして、そういうような連携を図り、進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

〔 9 番 福島泰夫君登壇 〕

9番（福島泰夫君） まさにそのとおりで、町単独でどうこうできる問題ではないと思います。県のほうもいろいろ考えてくださっていると思います。それと、国の農水省あるいは環境省のほうでもいろんな対策を考えているのではないかと思います。ですから、町のほうもそういう機関からの情報収集、これを速やかに行き、町民に提供できるようにしていただきたいと思います。

それから、最初に申し上げました補償請求の関係で、やはり町は生産者の意向に沿った形で上部機関に進言していただけるようお願いしたいと思います。

続きまして、2つ目の、広域行政の衛生センターでは処理できない。焼却灰を受け入れる草津では観光地であるので受け入れられない、そういう事情で受け取ってもらえない。そういうお話でしたが、農協の担当者に伺いますと、ナシの選果場に13トン積んである。その補償のお金は、大半はもう農家はいただいていると思います。お金をいただいたのに物だけが残っている。それを農協のナシの選果場に置いてある。これから夏のシーズンに当然支障が出てくると思います。ですから農協も何とかしてほしい、切実にそう思っていると伺っております。それで、先ほどはこの衛生センターではできないということですが、県内で日光市などほかの自治体では、ここよりも放射線量の高い物質、シイタケ類を焼却処分して、他の物質と混ぜて放射性濃度を低くして処理しているというようなことも伺っておりますが、そのような状況は把握しているかどうか、お伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） 今、ほかの市町の状況ということでございますけれども、日光ではやはり今議員さんがおっしゃられましたように有料で処分ということは、まぜているのかなというふうに考えられます。ただ、ほかにも壬生町とか処理したところはございますが、これにつきましては、やはり処理場を持っているからできたことではないかなというふうに推定をいたします。

以上です。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

9番（福島泰夫君） よその自治体でそういう処理をしているところは、最終処分場的な処理場を持っているのでできる。ここは最終処分が草津であるので、そちらが引き受けてくれないと出すことはできない。当然、シイタケも受け入れることができない。ただ、生産者あるいは農協等の団体から見れば、お金をもらってしまったのに自分で処理しなければなら

ない、処理するにも方法がない。勝手に野焼きすれば大変なことになるしどうしようもない。これには何かの行政の力、あるいは援助が必要ではないかと思うんです。ここのJA那須南、ここは那珂川町と那須烏山市で組織されております。そこに那須烏山市にも我々と同じように生産者がたくさんいます。そして、同じ悩みを抱えております。広域センターは、当町だけの判断ではできないし、広域行政組合、その中での判断なので、那須烏山市と協議してどこか別に処理できるような処分場がないか、そういう協議もしていただきたいと思いますが、その点について伺いたします。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） 今のご質問ですが、過日、乾燥シイタケの13トンの処理ということで、JAと那須烏山市、那珂川町の担当の間で、広域では処理してくれないということが前提で、じゃ、どんな方法があるかということを検討いたしました。その検討の中においては、例えば民間の中間処理業者に委託できるかとか、それとも何かほかの方法、県のほうに要望するとかいう方法を検討して、その後現実的、現時点ではどういうふうな結論になっているかは、JAさんのほうを中心に協議を、民間とか、県とか協議を進めていただいていますので、現時点では結論はまだ出ていない状況でございます。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

9番（福島泰夫君） その処分については、町とJAとで協議をして、どこか別の処理してくれる委託先がないかどうか今模索している。この点についてもナシの選果場ということで、シーズンになれば当然邪魔になってまいります。それを解消するためにも行政も本当に一緒になって考え、あるいは全国から情報を集めて対策を考えていただきたいところがございます。

それから3番目ですが、先ほど1番とほぼ重複しますので、この質問については先ほどの答弁で理解をいたしたいと思えます。

4番につきましては、道の駅馬頭では放射線の線量計を買った。町のほうでも今度の補正予算の中で購入する。私の質問書を出したときと今回の議案書が回ってきた、全員協議会が行われたのが後になってしまったものですからこの質問を出したんですが、先日のお話ですと町でも職員の放射線測定器を買って、たしか小川地区のどこかに設置して、いわゆる農家あるいは非農家にかかわらず家庭菜園、あるいは自家消費の食品の測定をすることを目的とするようなお話を伺ったんですが、それでよろしいのでしょうか。

議長（鈴木和江君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） はい。今議員さんがおっしゃったとおりでありまして、測定器につきましては道の駅に入っておりますものと同じものであります。場所につきましては、小川庁舎ですね、正面から入りまして左側に会議室がありますので、その1室を検査室にして行うということでありまして、対象物につきましては自家消費用に栽培したもの、あるいは採取したものということで行いたいと思います。

なお、時期につきましては7月の頭からできるのかなというようには思っておりますけれども、一応予定でありますので、はっきりしましたら何らかの方法でお知らせしたいと思っております。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

9番（福島泰夫君） ただいまの測定器のお話でございますが、先日のお話ですと、時間が1検体1時間ぐらいかかるので、1日に4点ぐらいの能力であろう、そんなお話でございました。それは勝手に町民に使わせるのではなく、だれかオペレーターというんですか、機械を扱う人が専属でついてやるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（鈴木和江君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） 一応、今予定しておりますのはシルバー人材センターに委託いたしまして、時間的には9時から5時、1日7時間ということで予定しております。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

9番（福島泰夫君） この測定器の問題で、町で買う分はそのような状況だということで、もう一つが生産団体等が自前でその機械を設置したという場合に、要望があればという答弁をいただきましたが、もしそのような要望があったときにどのような財源を使うのか。あるいは、その補助の比率をどのようにするのか。あるいは、町が支出してしまったお金について東京電力に補償を求めていくのか、その辺をお伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 財源の問題ですが、財源につきましては基金もございまして、第一段階としては東電補償で対応する。それがだめな場合は税の基金を使いたいと考えております。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

〔 9 番 福島泰夫君登壇 〕

9 番（福島泰夫君） 町の前向きなご発言でございますので、今後生産団体等から要望がありましたら対応をお願いしたいと思います。生産団体は自分の商品としての食品、これは有料ではかってくれて証明を出してくれる機関、あるいは県の出先機関等ではかることができますが、それを公表される前に、事前にある程度自分のレベルを知っておきたいとか、そういう意識もあると思うんです。そういう中で任意にはかってみようとか、そういう場合もあると思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、5 番目の原発事故がなければ必要ない機器、資材の購入は補償請求の対象と考えるかという質問に対してでございますが、これも生産団体から要望があれば考えるかありました。それと、お米の部分で去年は米のモニタリング調査ということで、玄米を町内幾点かはかりまして、それで基準値20ベクレル以内は検出されずという表現で、この町は全部安全だということになったかと思えます。ただ、ことしの4月から食品の基準値が500から100に下がったということで、お米のほうも20ベクレル以下でも仮に米ぬかをはかった場合、玄米の8倍が出てしまうということで、例えば15ぐらいたったら120が出てしまう。そういう研究の結果も示されております。そういう中で生産地でサンプリングしてはかったもの、それだけだと流通するかもしれませんが消費地、例えば東京方面とかで流通業者、あるいは精米業者等が独自にはかって米ぬかとか、そちらから100を超えるセシウムが出てしまうと、その米自体がアウトになってしまう、そういう状況が考えられます。そのために国のほうでは東日本大震災農業生産対策交付金、このような事業でたしか空中線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト、これ以上の地域についてはお米の生産資材としてカリウムを含む肥料、これの補助を出しましょう、全額補助。そういうことでやっております。市とか町全体がその範囲にあれば、全町的に国の補助が受けられるわけでございますが、市の半分あるいは一部となった場合は、自治体によっては補償をもらえる田んぼともらえない田んぼ偏ってしまいます。そこで県北地域では矢板市、あるいは大田原市等は残った地域について市単独でそれをやりましょう。それにはJAから出ています210円ですか、それも含めて農家には0.23にかかった地域と同様の扱いでやりましょうということでなされていると伺っております。

この那珂川町でも非常に広大な面積を持っております。その中でいわゆる那珂川町の北西部、薬利とか芳井とか小梨、あるいは浄法寺地区、そちらの北西部のほうはこの馬頭地区、あるいは馬頭の東部地区に比べると空中線量もかなり高い値が出ております。それで心配す

るわけですが、毎日、新聞あるいはテレビの文字放送ですか、そういう中で空中線量が出ています、0.07とか08とか、そういう数字が出ていますが、私の住んでいる地域では通常でも空中線量は0.12、13、場所によっては0.17とか、そういう場所もございます。それで心配するわけで、お米もどこか1点出てしまうと、例えば栃木県のお米だと1点出てしまえば栃木米は扱わないよ、買わないよ、そういう動きが出てくる可能性もあります。それを防ぐためにも事前にその対策をすることが大事ではないか。それも全県みんなでやろう、あるいは町だったら町全体でやろう。そういう動きがないと、万一のときに備えられないかと思えます。その点に関して町のほうでは何かお考えがあるかどうかお伺いします。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） お答えします。

議員言われたように、農協につきましては放射性抑制剤としてカリウム等について1袋当たり210円の補助を出しております。これについては、農協から買った場合210円引きだということでございます。米について那珂川町、那須烏山市については、那須南JAがほとんど流通されているということで、先ほど町長のほうで最後に答弁ありましたように、那須烏山市、那珂川町については協議をして検討してまいりたいと。その補助等についてということでございますので、そういうことでご理解いただきたいと思えます。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

9番（福島泰夫君） 今後このJA那須南管内、隣的那須烏山市と協議して検討してまいりたい、前向きなご答弁をいただきました。やはり、那須烏山市も那珂川町も広い面積で、場所によって相当の線量のばらつきがあるかと思えます。私なんか単純に考えるのに、福島県で事故があったんだから、それに近い場所、当然私の場所よりも馬頭地区のほうが福島県に近いんだから、そっちのほうが高いんじゃないかと当初はそういうふうに思いました。でも、やっぱり空気の流れ、風の流れ等で那珂川町が、私どもの地域のほうから高い線量が検出されている。当然、隣接のさくら市あるいは大田原市の隣接している地域の状況を見てもほぼ近いような数字が出ております。ですから、その中で開発センターではかった0.07、これだけを信じて那珂川町の数字だと思っただけはやっぱり間違いでございますので、地域に合った取り組みをしていただきたい。そして、1粒でも栃木米はだめだ、このようなことが言われぬように。そして、それがこの町から出ないような方法で対処していただきたいと思えます。以上、生産者等も本当に心配しております。それから、他の農産物でももしちょっ

とでも問題があれば町が情報収集を早くして対応していただきたい。よそより先に対応しても絶対間違いではない。そして、それをお金がかかれば当然補償請求していく、そのような姿勢で臨んで行ってほしいと思います。

以上要望といたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（鈴木和江君） 9番、福島泰夫君の質問が終わりました。

散会の宣告

議長（鈴木和江君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて散会とします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時29分